2016年5月1日発行（毎月1回1日発行） 第16巻第5号（通巻493号） 昭和51年3月17日第三種郵便物認可 ISSN 1341-9498

LIBRA

2016年 5月号

〈特集〉

個人情報保護法改正・マイナンバー

〈インタビュー〉

一般社団法人イマジン・ワンワールド代表理事 **高倉慶応**さん

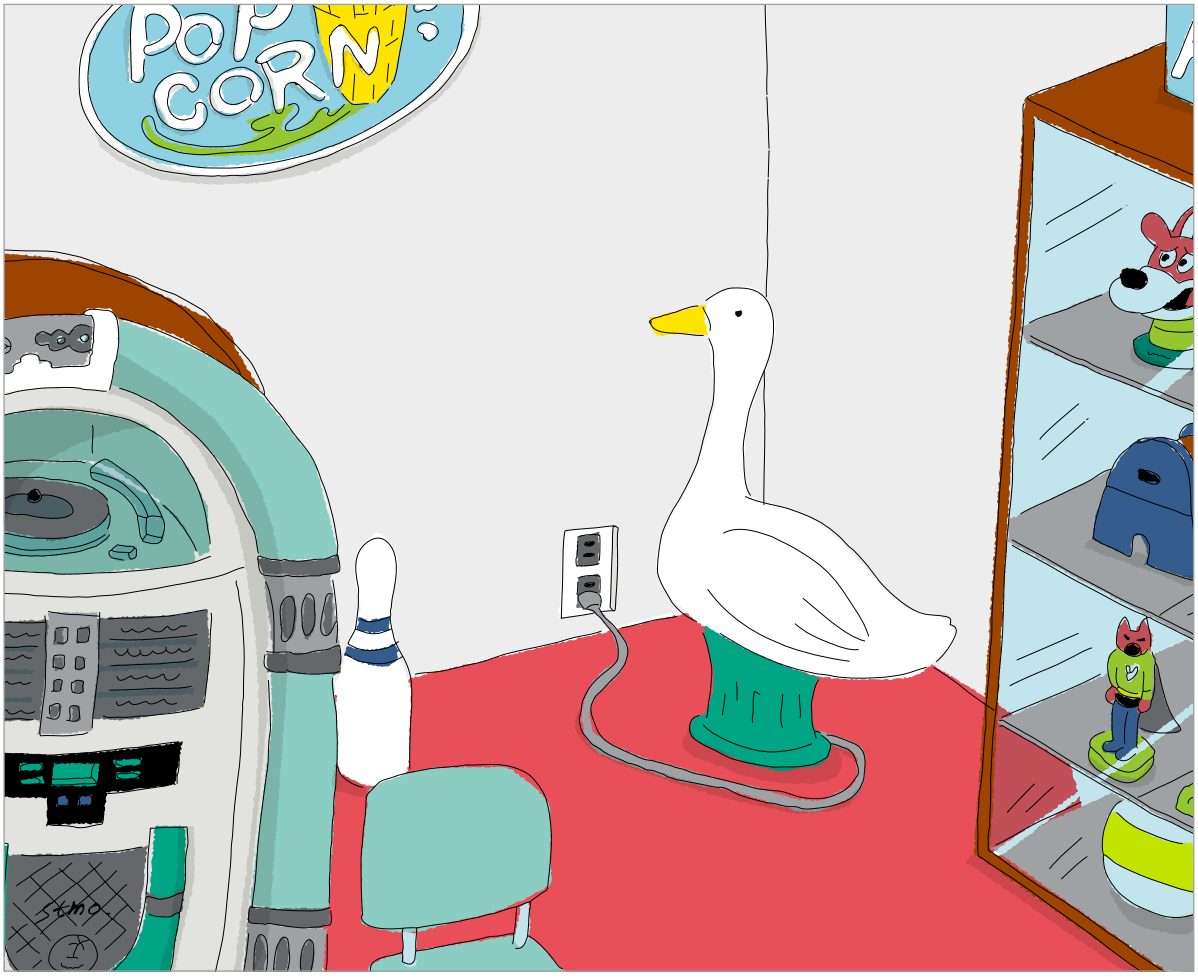

東京弁護士会

LIBRA
東京弁護士会

CONTENTS
2016年5月号

特　集

02 **個人情報保護法改正・マイナンバー**
- 平成27年個人情報保護法改正の概要　牧田潤一朗
- 民間事業者におけるマイナンバー対応のポイント　水町　雅子
- 個人情報漏えい時の対応（行政機関への報告や賠償事例を含む）　出口かおり

インタビュー

20 一般社団法人イマジン・ワンワールド代表理事 **高倉 慶応**さん

ニュース&トピックス

24
- 公益通報者保護法の改正に向けて
  シンポジウム「企業コンプライアンスと内部通報制度 公益通報者保護法改正の視点」
- 東日本大震災復興支援企画 避難者交流イベント
  東日本大震災5年 避難者のつどい「つながる」,
  写真展「あれから5年～3・11東日本大震災写真展～」を同時開催
- 事例研究会
  「実務に役立つ文書提出命令の運用と課題」
- 両性の平等委員会 公開学習会
  「伝えたい！セクシュアル・マイノリティのこと～学校での実践と挑戦～」

連 載 等

34 常議員会報告（2015年度臨時第3回／2016年度第1回）

40 東京弁護士会市民会議：第38回　法教育について

43 今, 憲法問題を語る
第56回　3月1日実施の都内4か所における街頭宣伝活動の報告　伊井和彦

44 近時の労働判例
第40回　東京地裁平成27年5月28日判決（日本ヒューレット・パッカード事件）　安藤啓一郎

46 東弁往来：第45回　北九州・阿蘇地域 公設視察レポート　村橋 悠

48 わたしの修習時代：ゆとりと夢あふれる修習時代　27期　山田裕祥

49 67期リレーエッセイ：神田の街に勤めて　本多愛子

50 お薦めの一冊：『69 sixty nine』　早乙女朋宏

51 コーヒーブレイク
近時通勤電車雑感―直通運転はこんなに広がっている―　木村健太郎

52 追悼

54 東弁・二弁合同図書館 新着図書案内

56 会長声明

61 インフォメーション

個人情報保護法改正・マイナンバー

「個人情報の保護に関する法律」（以下「個人情報保護法」という）が施行されてから10年が経過した昨年９月に同法の改正法が成立しました。この間，個人情報に対する意識は高まりを見せ，また，多くの個人情報漏えい事件が取り上げられる中，企業の個人情報管理に関するコンプライアンス意識も高まりを見せてきました。また，本年１月からは，本格的にマイナンバーの利用が開始されました。

このような，個人に関する情報の取り扱いについての顧客へのアドバイス，あるいは，弁護士業務，事務所運営における個人情報の管理，保護，マイナンバーの取り扱いについて，個人情報に関する法制に精通しておられる牧田潤一朗弁護士，水町雅子弁護士，出口かおり弁護士に解説していただいており，実務において，参考にしていただければ幸いです。

（富田 寛之）

CONTENTS

- 平成27年個人情報保護法改正の概要
- 民間事業者におけるマイナンバー対応のポイント
- 個人情報漏えい時の対応（行政機関への報告や賠償事例を含む）

平成27年個人情報保護法改正の概要

第二東京弁護士会会員　牧田 潤一朗（57期）

1　はじめに

「個人情報の保護に関する法律」（以下「個人情報保護法」という）の改正法（以下「新法」という）は，平成27年９月に成立した。新法は，一部が既に施行されているが，公布日（平成27年９月９日）から２年を超えない日に全面施行される。

現行の個人情報保護法（以下「現行法」という）は，平成15年に成立し，平成17年４月に全面施行された。同法は，基本法制として，個人情報保護の基本理念，国及び地方公共団体の責務・施策等を定めるのみならず，民間部門における個人情報取扱事業者の具体的な義務を定めている。新法は，この民間部門における具体的な義務について大きな改正を行うものである。

本稿では，弁護士が個人情報保護法に関する相談を受けた際に頭に置いておくべき改正点を中心に，新法の概要を紹介する。なお，本稿で紹介する新法の条文番号は，全面施行時のものである（新法全面施行版は個人情報保護委員会のウェブページ（www.ppc.go.jp/files/pdf/personal_law.pdf）で入手できるので併せて参照していただきたい）。

2　改正の背景

⑴　ビッグデータ社会

改正の背景として，1つは，ビッグデータ社会への対応がある。技術の進展により，大量の情報の収集，蓄積，加工，分析等が容易となり，多種多様かつ大量のデータ（ビッグデータ）の活用が様々な場で考えられている。例えば，インターネット上の検索履歴，ショッピングサイトでの購入履歴，Facebook等で利用者が書き込むプロフィール・コメント，GPS・ICカード（スイカ，パスモなど）で把握される位置情報，乗車履歴等の個人に関する様々なデータがその具体例である。これらのデータについて，事業者は利用を促進したいと考える一方で，消費者は自分が知らないうちに日常生活が第三者に把握され利用されているのではないかといったプライバシーの不安が生じている。具体的な社会問題としては，JR東日本がスイカの乗降履歴を販売しようとしたことに強い反発が起こったことが挙げられる。そこで，ビッグデータの利用について一定のルール作りが必要と考えられた。

⑵　漏えい問題

2つめは，個人情報漏えい問題への対応である。株式会社ベネッセコーポレーションから個人情報が漏えいし，名簿業者を通じて流通したことは記憶に新しい。自分の情報を追跡して（トレーサビリティ），自分の知らないところで流通することのないように対応できる仕組みが考えられた。

⑶　グローバル化

3つめは，グローバル化への対応である。インターネットを利用するなどして，個人情報は容易に外国との間でやり取りされるようになっている。個人情報保護も国内だけでは対応ができないことから，外国とやり取りする個人情報にも対応可能な条項が整備された。また，EUとの関係では，EUデータ保護指令25条が，EU加盟国からの越境データ移転について，移転先が十分なレベルの保護措置を確保している場合に限って行うことができると規定しているが（いわゆる十分性認定），現行法では十分性認定が受けられないとの観点から，新法で整備している。

3　個人情報等の定義の整備

個人情報保護法において，定義部分は，個人情報取扱事業者等の義務規定の適用範囲を画する重要部分である。

⑴　個人情報の定義の明確化（新法2条1項，2項）

現行法の「個人情報」は，「生存する個人に関する情報であって，当該情報に含まれる氏名，生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ，それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む）」である。

新法は，生存する個人に関する情報であって，「個人識別符号が含まれるもの」を個人情報として追加した。現行法では，氏名等がない場合に個人識別符号だけで個人情報に該当するかどうか判断しにくい場合があったが，その該当性を明確にする趣旨である。

「個人識別符号」とは，次の①②のいずれかに該当する文字，番号，記号その他の符号のうち，政令で定めるものをいう（新法2条2項）。

①特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字，番号，記号その他の符号であって，当該特定の個人を識別すること

図表1

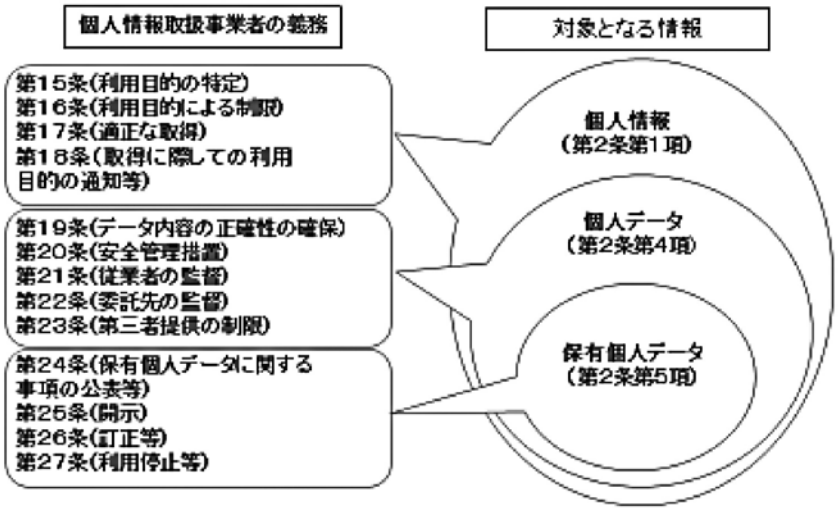

*第二東京弁護士会情報公開・個人情報保護委員会編集『Q&A 改正個人情報保護法ーパーソナルデータ保護法制の最前線ー』（新日本法規）40頁から引用

ができるもの

②個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ，又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され，若しくは電磁的方式により記録された文字，番号，記号その他の符号であって，その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ，又は記載され，若しくは記録されることにより，特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

政令はまだ定められていないが，新法制定時の政府答弁を前提にすると，①の例として，指紋認証データ，顔認識データ，②の例として，運転免許証番号，旅券番号が挙げられる（平成27年3月25日衆議院内閣委員会における平副大臣答弁）。

(2) 要配慮個人情報の新設（新法2条3項）

現行法は，個人情報の秘匿性を考慮していなかった。しかし，新法は「本人の人種，信条，社会的身分，病歴，犯罪の経歴，犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別，偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報」を「要配慮個人情報」とした。

要配慮個人情報は特に他人に知られたくない情報であることから，新法では，本人の同意なく取得することを原則として禁止し（新法17条2項，ただし，本人等が公表している場合，法令に基づく取得などは許容されている（新法17条2項各号)），本人は，この違反に対して，利用停止請求ができる（新法30条1項)。また，要配慮個人情報を含む個人データはオプトアウト方式による第三者提供（後述）をすることもできない（新法23条2項)。このように要配慮個人情報は，通常の個人情報よりも厳格な規制がされている。

(3) 個人情報取扱事業者の拡大（新法2条5項）

現行法は，「個人情報取扱事業者」について，「個人情報データベース等を事業の用に供している者」としつつ，小規模事業者（個人情報データベースを構成する個人情報によって識別される特定の個人の数の合計が過去6月以内に5000を超えない者）を除外していた（いわゆる5000件要件)。

新法は，この小規模事業者の除外規定を削除した。

図表2

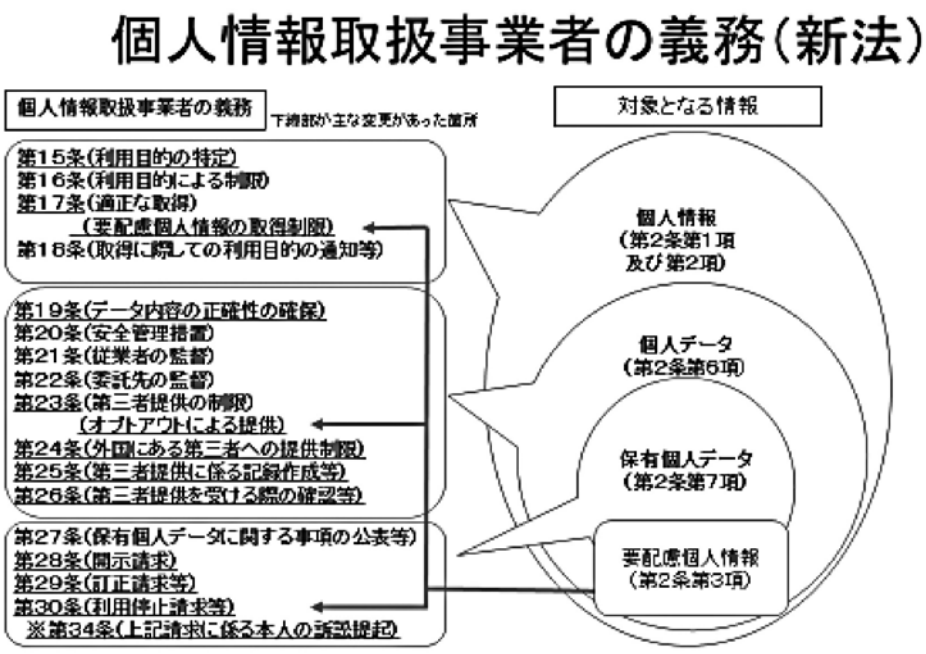

*第二東京弁護士会情報公開・個人情報保護委員会編集『Q&A 改正個人情報保護法ーパーソナルデータ保護法制の最前線ー』（新日本法規）40頁から引用

このため，現行法では5000件要件により個人情報取扱事業者でないとされていた者（中小企業，自治会など）も該当することになる。個人情報保護法の義務規定の適用範囲を拡大する重要な変更である。もっとも，新法では「個人情報データベース等」（新法2条4項）の定義において，「利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定めるものを除く」という文言を追加している。政令により除外されるものとして，電話帳，カーナビ，同窓会名簿，自治会名簿等が予定されている。そうすると，例えば単に連絡目的で自治会名簿だけを取り扱う自治会においては，当該自治会名簿は「個人情報データベース等」に該当せず，個人情報データベース等を事業の用に供していないということになり，「個人情報取扱事業者」に該当しないと考えられる。

4　個人情報取扱事業者の義務

(1)　概観

現行法と新法の変更点を概観すると上記の**図表1・図表2**のとおりである。対象となる情報に前述の「要配慮個人情報」が追加されたこと，個人情報取扱事業者の義務として，24～26条が追加されたこと，34条に訴訟提起に関する条項が追加されていることがわかる。

(2)　オプトアウト方式による第三者提供に関する規制の強化（新法23条2項～4項）

現行法は，第三者へ個人データを提供することを利用目的としている事業者（例えば住宅地図事業者）について，本人の求めに応じて提供停止とすること（オプトアウト）等の一定の要件を満たせば，あらかじめ本人の同意がなくても第三者へ個人データを提供することを可能としている（いわゆるオプトアウト方式による第三者提供）。しかし，事業者がインターネット等でオプトアウトする旨を公表していても，本人はオプトアウトをしているそれぞれの事業者を調べて提供停止の申し出をすることは実際上困難であった。

新法では，個人情報取扱事業者がオプトアウト方式で個人データ（要配慮個人情報は除外され提供できない）を第三者提供する場合には，新たに設置された個人情報保護委員会に届け出る義務を追加し，個人情報保護委員会がまとめて公表することにした。これにより，本人は，個人情報保護委員会の公表情

報を確認すればよく，提供停止の申し出がしやすくなると考えられる。

⑶ 外国にある第三者への提供の制限（新法24条）

新法は，グローバル化への対応として，個人情報取扱事業者が外国にある第三者へ個人データを提供する場合には，原則として，あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならないこととした。この同意は，第三者提供の同意とは異なる。国内で事業を行う者でも，外国のサーバーに個人データを保管するような場合には，影響を受けうる。

ただし，個人情報保護委員会規則に基づき提供先の個人情報保護が十分であると認められる場合（日本と同等の保護制度と認定された外国にある第三者や認定されない外国にあっても十分な保護措置の体制を取っている第三者）の例外も認められる。この場合には，国内での第三者提供と同じ規制になり，要件が大きく異なるので，外国にある第三者への個人データ提供については，個人情報保護委員会規則に注意する必要がある。

なお，グローバル化との関係では，日本国内にある者に対する物品又は役務の提供に関連してその者を本人とする個人情報を取得した個人情報取扱事業者が外国で当該個人情報等を取り扱う場合についても個人情報保護法の一部を適用する旨の規定が新設され（いわゆる域外適用），外国の執行当局への情報提供に関する規定も設けられた（新法75条，78条）。

⑷ 第三者提供に係る確認及び記録の作成（新法25条，26条）

現行法では，個人情報取扱事業者が個人データを第三者提供し，又は第三者提供を受ける際に，記録を作成する義務はない。しかし，前述の個人情報漏えい事件などを受けて，個人情報を追跡できること（トレーサビリティ）が必要とされた。

新法では，個人情報取扱事業者が第三者提供をした場合には，原則として，その提供記録（提供年月日，提供先の名称等）を作成し，一定期間保存することを義務付けられる（新法25条）。また，第三者から個人データを受領した個人情報取扱事業者は，原則として，提供者の代表者，提供者が当該個人データを取得した経緯を確認し（これに対し虚偽を述べると罰則がある（新法88条1号）），その提供記録（提供年月日，提供元の名称等）を作成し，一定期間保存することが義務付けられる（新法26条）。

国，地方公共団体等に提供する場合，法令等に基づく第三者提供の場合（新法23条1項各号）又は委託等の場合（新法23条5項各号）においては，これらの義務は課されないが，本人の事前同意を得て第三者提供する場合（新法23条1項柱書）は，除外されないので注意が必要である。

具体的な確認・記録方法は，個人情報保護委員会規則等により定まる。事業者には相当の負担増になる可能性があり，今後の議論動向に注意が必要である。

なお，個人情報漏えいとの関連では，個人情報データベース等提供罪が新設された（新法83条）。これは個人情報データベース等を取り扱う事務に従事する者又は従事していた者が個人情報データベース等（全部又は一部を複製し，又は加工したものを含む）を不正な利益を図る目的で提供し，又は盗用する行為を処罰するものである。

⑸ 保有個人データの開示等の請求訴訟（新法28〜30条，34条）

現行法においては，本人からの保有個人データの

図表3

項目	処理	匿名化情報
①お客様番号	ハッシュ化	A0F567BB2D
②氏名	削除	
③住所	抽象化・一般化	福岡県太宰府市
④生年月日	階級区分化	50代
⑤性別	（処理なし）	男
⑥職業	抽象化・一般化	公務員
⑦購入日時	抽象化・一般化	2015年（平成27年）5月5日午前
⑧購入商品	抽象化・一般化	菓子
⑨購入金額	ランダム増減	2,901円

＊第二東京弁護士会情報公開・個人情報保護委員会編集『Q&A 改正個人情報保護法―パーソナルデータ保護法制の最前線―』（新日本法規）119頁から引用

開示，訂正，利用停止の求めについて，裁判上請求できる権利か否かに争いがあり，これを否定する裁判例もあった。しかし，裁判上の請求ができなければ，本人による自己情報コントロール権の保護が不十分であるため，新法は，裁判上請求できることを明示する趣旨で「請求することができる」とした。ただし，訴えられる個人情報取扱事業者側とのバランスから，すぐに提訴できるわけではなく，原則として，被告となるべき者にあらかじめ請求を行い，請求の到達日から2週間を経過しなければ提訴できないこととしている（新法34条1項）。

5　匿名加工情報及びその取扱いに関する義務規定の新設

新法は，ビッグデータを活用するため，第三者提供に本人同意が不要な匿名加工情報及びその取扱いに関する規定を整備した。現行法には無かった概念及び取扱いであり，今後の運用が注目される。

⑴　匿名加工情報の意義（新法2条9項）

匿名加工情報とは，一定の措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって，当該個人情報を復元することができないようにしたものである。

匿名加工情報は，他の情報との照合により容易に特定の個人が識別される状態にあるとはいえず，個人情報に該当しない（宇賀克也「個人情報・匿名加工情報・個人情報取扱事業者」ジュリスト1489号36頁）。また，統計情報のように個人に関する情報とも言えない程度まで抽象化した場合には匿名加工情報にもならず，個人情報保護法の対象外である（「座談会個人情報保護法・マイナンバー法改正の意義と課題」ジュリスト1489号18頁向井治紀発言参照）。

参考イメージとしては，生のデータを**図表3**のように処理したものである（具体的な加工方法例は，第二東京弁護士会情報公開・個人情報保護委員会編集『Q&A 改正個人情報保護法―パーソナルデータ保護法制の最前線―』（新日本法規）116頁以下〔宮内宏執筆〕を参照されたい）。

匿名加工情報は，ビッグデータ活用のため，本人の同意なしに第三者にデータを提供することが可能な個人識別性を低減させたデータ類型を創設することを趣旨としている。ただし，実務上，どのようにしてどの程度まで個人識別性を低減させればよいかは元データの種類により様々であり現時点では明確に定まっていない。後述の認定個人情報保護団体や個人情報保護委員会による議論・検討で定まっていくと思われる。

⑵　匿名加工情報作成者の義務（新法36条）

個人情報取扱事業者が匿名加工情報を作成するときは，以下の義務が課せられる。ただし，義務が課される「匿名加工情報」は，後述の匿名加工情報取

扱事業者の義務を含め，「匿名加工情報データベース等」（匿名加工情報を含む情報の集合物であって，特定の匿名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものその他特定の匿名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの）を構成するものに限定されている点（新法36条1項）に注意が必要である。

①特定個人の識別及び復元ができないようにする適正加工義務（新法36条1項）
②削除した記述や加工方法に関する情報等の安全管理義務（新法36条2項）
③匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目の公表義務（新法36条3項）
④第三者提供時の匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及び提供方法の公表義務並びに匿名加工情報である旨の明示義務（新法36条4項）
⑤識別禁止義務（新法36条5項）
⑥匿名加工情報の安全管理措置，苦情の処理等の必要な措置を講じ，かつ，当該措置の内容を公表する努力義務（新法36条6項）

(3) 匿名加工情報取扱事業者の義務等（新法37条，38条）

匿名加工情報取扱事業者（匿名加工情報データベース等を事業の用に供している者（新法2条10項））は，以下の義務を負う。ただし，自ら匿名加工情報を作成した者は，前述の新法36条の義務が課されており，ここでは除かれる。

①第三者提供時の匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及び提供方法の公表義務並びに匿名加工情報である旨の明示義務（37条）
②個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号又は加工方法に関する情報取得の禁止義務（38条）
③識別禁止義務（38条）
④匿名加工情報の安全管理措置，苦情の処理等の必要な措置を講じ，かつ，当該措置の内容を公表する努力義務（39条）

6 認定個人情報保護団体制度の強化（新法47～58条）

(1) 認定個人情報保護団体の意義

認定個人情報保護団体は，構成員である個人情報取扱事業者等の対象事業者について本人等からの苦情を受けて処理する業務を行う他，個人情報保護指針を定めて対象事業者に遵守させるなどして，業界等の自主的な個人情報保護の取り組みを推進する団体である。

認定個人情報保護団体については，現行法でも規定されていたが，存在が希薄であるとされていた。新法では，同団体が匿名加工情報の作成方法などを定め，対象事業者を指導監督することが予定されており，匿名加工情報を作成・利用する業界では，特に実務的に重要な存在となる可能性がある。

(2) 個人情報保護指針

個人情報保護指針は，認定個人情報保護団体が構成員等における個人情報の適正な取扱いの確保のために任意に定めるもので，その内容は，個人情報に関しては，利用目的の特定の方法，安全管理のための措置，開示等の請求等に応じる手続などであり，匿名加工情報に関しては，作成の方法，安全管理のための措置などである。

新法は，新たに個人情報保護指針の定め方を法定

し，法的効果も強化している（新法53条）。すなわち，個人情報保護指針は，消費者の意見を代表する者その他の関係者の意見を聴いて作成するよう努めなければならず，個人情報保護委員会への届け出が義務付けられ，個人情報保護委員会はこれを公表しなければならない。個人情報保護指針が公表されたときは，認定個人情報保護団体は，対象事業者に対し，当該個人情報保護指針を遵守させるため必要な指導，勧告その他の措置をとらなければならない。この指導監督措置は，現行法では努力義務であったものを新法で義務としたものであり，今後は，認定個人情報保護団体により積極的な指導監督措置がなされることが予想される（怠ると認定個人情報保護団体が個人情報保護委員会から改善命令を受けたり認定を取り消されたりする可能性がある）。

7　個人情報保護委員会の設置（新法40～44条，59条～74条）

(1)　経緯

現行法では，民間部門の個人情報保護についての監督機関は事業分野ごとの主務大臣制が取られており，統一的な機関が存在しなかった。現行法制定時にも統一的な機関の導入が議論されたが，縦割り行政を引きずった形になった。しかし，主務大臣による監督権限行使の例は乏しく，平成26年のベネッセ事件においては，漏えいした個人情報を取得し，第三者提供することについて，主務大臣が不明であるとして，経済産業省が指定されるような状況であった。このままでは，EUの十分性認定も受けられないおそれがあり，新法では，統一的な監督機関として，これまでマイナンバー関係を取り扱ってきた特定個人情報保護委員会を改組する形で個人情報保護委員会を設置することとした。個人情報保護委員会の設置に関する規定は平成28年1月1日に施行され，同委員会は設置済みである。

(2)　組織・権限

個人情報保護委員会は，公正取引委員会と同様の独立性の高い委員会である（いわゆる独立行政委員会）。委員長及び委員は8名である（4名は非常勤）。主な所掌事務は，基本方針の策定及び推進，個人情報及び匿名加工情報の取扱いに関する監督，認定個人情報保護団体に関すること，特定個人情報（マイナンバー関係）の取扱いに関する監視監督である。

個人情報取扱事業者等に対する監督手段としては，①報告・資料提出要求（新法40条1項），②立入検査（新法40条1項），③指導・助言（新法41条），④勧告（新法42条1項），⑤命令（新法42条2項，3項）があり，従わない場合には罰則が定められている。

権限行使の主体が主務大臣から個人情報保護委員会に変わっても，権限行使にあたっては，表現の自由，学問の自由，信教の自由及び政治活動の自由を妨げてはならないとされ，報道機関が報道目的で取り扱う場合，著述業を行う者が著述目的で取り扱う場合，大学等の学術研究機関が学術研究目的で取り扱う場合，宗教団体が宗教活動目的で取り扱う場合，政治団体が政治活動目的で取り扱う場合における個人情報取扱事業者等からこれらへの個人情報等の提供については権限を行使しないものとされていることは変わらない（新法43条）。

個人情報保護に関する統一的な機関ができたことで，主務大臣制よりも迅速で専門性が高く実効的な指導監督が期待される。個人情報保護委員会からの情報発信については実務に大きな影響を与えることが予想されるため，注意が必要である。

民間事業者におけるマイナンバー対応のポイント

第二東京弁護士会会員・前特定個人情報保護委員会上席政策調査員・
元内閣官房社会保障改革担当室参事官補佐　水町 雅子（61 期）

1　民間事業者がマイナンバーを取り扱う理由

マイナンバー制度の主眼は，マイナンバーを官が活用することで，行政事務の正確化・効率化を図ること，国民の利便性を高めることであるが，官がマイナンバーを活用するためには，行政手続を行う個人や民間事業者等においても，マイナンバーが利用される必要がある。

例えば，年金や健康保険などでマイナンバーを取り扱うためには，その手続でも，「マイナンバー○番の誰がこの保険料を支払っている」などと，マイナンバーを使っていく必要がある。また，税務署がマイナンバーを活用するためには，支払を受けた側からの申告書にマイナンバーを記載させることで，誰がいくら支払を受けたと申告しているかを把握する必要がある。また支払を受けた側だけではなく，支払を行った側からも，誰にいくら支払を行ったかを給与所得の源泉徴収票やその他の法定調書に記載させ，その提出を受けることで，マイナンバーを基に，支払を受けた側からの資料と支払を行った側からの資料を突き合わせて，所得の把握に役立てることができる。

そのため，一般個人は，税務署やハローワーク，地方公共団体等に対し申告・申請等を行う際に，自身の氏名，住所などと共に，マイナンバーを申告書などに記載することが求められる。また税務署やハローワーク等に対する手続書類等を作成する民間事業者に対し，自身の氏名，住所などと共に，マイナンバーを告知することが必要となる。そして民間事業者は，従業者などから提示を受けたマイナンバーを，税務署やハローワーク等に対する手続書類等に記載して提出する。

つまりマイナンバーは，一般個人たる従業員等から民間事業者へ，そして民間事業者から官へと，また一般個人から官へと，届け出られることが予定されている（**図表1参照**）。

図表1　マイナンバーの告知の流れ

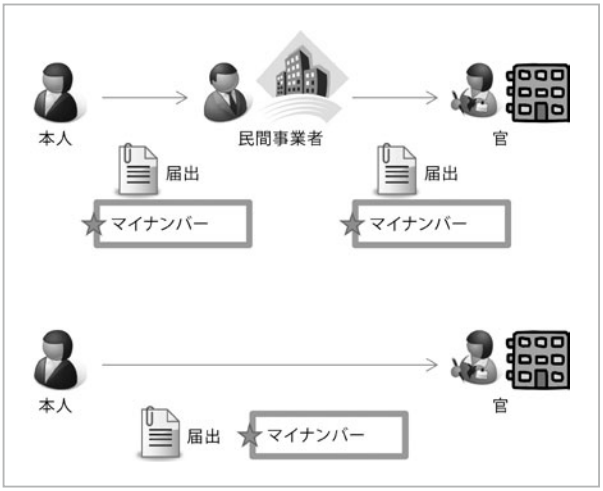

＊筆者作成

2　民間事業者としてのマイナンバーとの関わり

民間事業者がマイナンバーとかかわるのは，一般個人としての立場と，中間者たる民間事業者としての立場である。一般個人としてのマイナンバーとの関わり，弁護士としてのマイナンバーとの関わりについては紙幅の都合上割愛し*1，本稿では，民間事業者がマイナンバーとどのように関わるのかについて述べる。

民間事業者は，税・社会保障の手続で，対象者の氏名，住所などと合わせてマイナンバーを取り扱うこ

＊1：一般個人とマイナンバーの関わりについては，拙著『やさしいマイナンバー法入門』（商事法務，2016年），『あなたのマイナンバーへの疑問に答えます』（中央経済社，2015年），弁護士とマイナンバーの関わりについては，「マイナンバー制度と弁護士のかかわり」『NIBEN Frontier』2016年1・2月合併号，「番号制度と弁護士業務―民事執行・消費者被害等への活用のために」『自由と正義　2014年Vol.65 No.9［9月号］』等参照。

とになる。マイナンバーは税・社会保障・災害対策で利用されるが，このうち災害対策は原則として民間事業者が手続に関与するものではないことから，民間事業者は前二者の税・社会保障でマイナンバーを取り扱うことになる。またマイナンバーは現状，官が活用する制度であることから，民間事業者が営利目的でマイナンバーを取り扱うことはなく，原則として行政手続やそれに準じた手続でのみ，マイナンバーを取り扱うことになる。

(1) 税の手続

まず税分野では，法定調書にマイナンバーを記載することが税法上求められる。法定調書とは，所得税法，相続税法，租税特別措置法等により税務当局に提出が義務付けられている資料をいう*2。多くの者にとってなじみの深い法定調書としては，「給与所得の源泉徴収票」が挙げられる。同源泉徴収票であれば，給与を支払っている従業員のマイナンバーを記載する。弁護士に馴染みの深い法定調書としては，「報酬，料金，契約金及び賞金の支払調書」があるが，これには，報酬を支払った弁護士，税理士，講演者，執筆者，デザイナーなどのマイナンバーを記載する。

つまり，マイナンバーのために，現行の税務手続と異なる手続が求められるものではなく，現行の税務手続の中で，マイナンバーという情報項目が追加されるものである。民間事業者が取り扱うマイナンバーは，現行の法定調書の対象者のものである。税分野で取り扱うマイナンバーを把握するためには，まずその民間事業者が提出している法定調書，今後提出しなければならない法定調書を確認し，それらの法定調書に記載すべきマイナンバーを確認すればよい。

図表2　民間事業者とマイナンバーの関わり

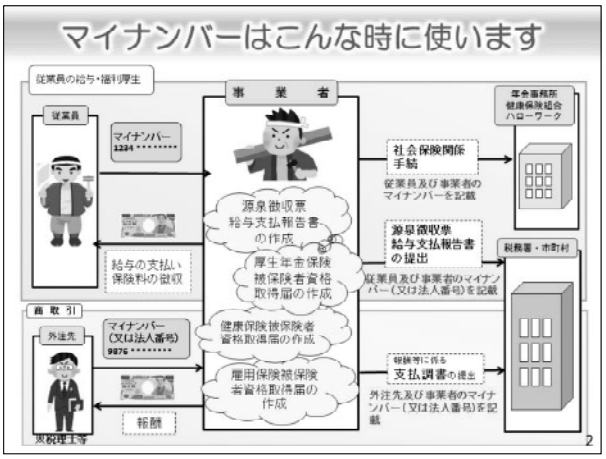

*内閣官房ウェブサイトから引用

(2) 社会保障の手続

社会保障では，従業者の健康保険の手続，雇用保険の手続などで，手続書類などへ従業員とその扶養家族のマイナンバーを記載することが求められる。社会保障分野でも，マイナンバーのために，現行手続とは異なる手続が求められるものではなく，現行手続の中の情報の一項目として取り扱われるものである。したがって，これまで行ってきた社会保障手続のいくつかにおいて，マイナンバーを取り扱っていくことになる。具体的には，ハローワークや健康保険組合，年金事務所等に提出する書類の様式にマイナンバー欄が記載される予定であるので，様式に従っていく。

社会保障は従業員と扶養家族に対して原則として行うものであるので，社会保障分野で取り扱うマイナンバーは，従業員と扶養家族である。

(3) 小括

民間事業者が取り扱うマイナンバーは，基本的に従業員と扶養家族のものである。外部者については，税務分野で法定調書を提出する必要のある対象者に限定される。通常の民間事業者であれば，さほど外部者のマイナンバーを取り扱う場面は多くないが，出版社などの場合は，個人著者への支払も多いことから，外部者のマイナンバーを取り扱うことが多くなると考えられる。また，証券会社や保険会社は，個人顧客に対して法定調書を提出する場面が多いことから，これらの会社においては，外部者のマイナンバーを取り

＊2：法定調書の種類については，https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/tins/n08.htm 等参照。

図表3　マイナンバーを記載する書類

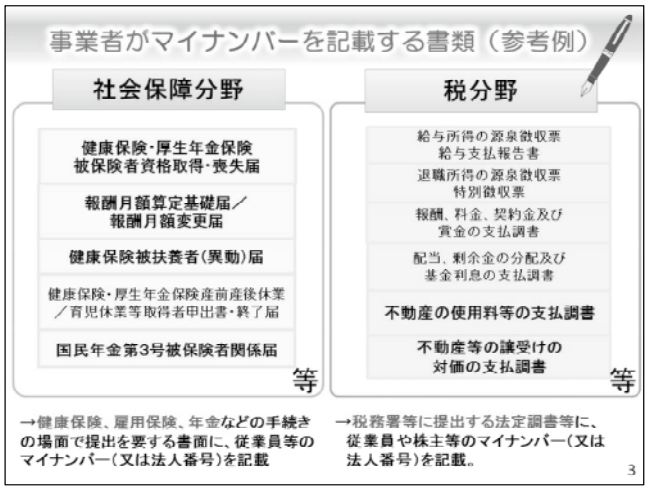

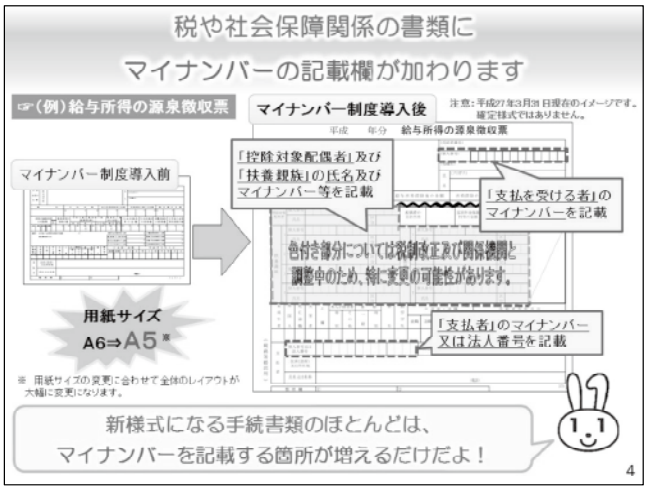

＊内閣官房ウェブサイトから引用

扱うことが多い。これに対して銀行は，平成30年以降，預貯金口座とマイナンバーが紐づくまでの間は，個人顧客に対して法定調書を提出する場面が少ないことから，外部者のマイナンバーを取り扱うことは少ないと考えられる。

3　民間事業者がマイナンバーを取り扱う際のポイント

(1)　マイナンバーを取り扱う事務の流れ

民間事業者がマイナンバーを取り扱う流れはシンプルであり，下記の**図表4**の通りである。

マイナンバーは個人情報の一種ではあるが，これが悪用されるとこれまでの個人情報以上にプライバシーなどに対し甚大な被害を与えるおそれもあることから，マイナンバーを取り扱う際は，さまざまなルールを遵守することが求められる。マイナンバーは税・社会保障・災害対策の3分野のうち，法令で定められた事務でしか利用できないこととされている。またマイナンバーの取得，提供，利用などに際しては，マイナンバー法（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律）上，厳しい制限が規定されている。

そこで，ここでは，マイナンバーの取得，利用，提供，管理，廃棄というフェーズごとに，重要となるポイントと法規制について，次に述べていきたい。本稿では紙幅の都合から，ポイントを簡潔に述べるにとどめるため，詳細については拙著『担当者の不安解消！マイナンバーの実務入門』（労務行政，2016年），宇賀克也＝水町雅子＝磯村建『論点解説 マイナンバー法と企業実務』（日本法令，2015年）などを参照されたい。

(2)　マイナンバーの取扱場面の洗い出し

まずは，マイナンバーを「何のために」「誰が」「何と」「どのように」取り扱うかを把握する。

民間事業者がマイナンバーを取り扱うことができるのは，原則として税・社会保障の手続のみである。主に人事・総務・経理部などがマイナンバーを取り扱っていくことが考えられるが，漠然と「税・社会保障手続のために担当課が取り扱う」とするだけでは，違法行為のリスクがある。マイナンバーは利用範囲等が厳格に限定されているため，事業者として必要な場面を特定しなければ，必要な範囲以上にマイナンバーを取り扱って違法になるおそれがあるからである。その

図表4　マイナンバーを取り扱う事務の流れ

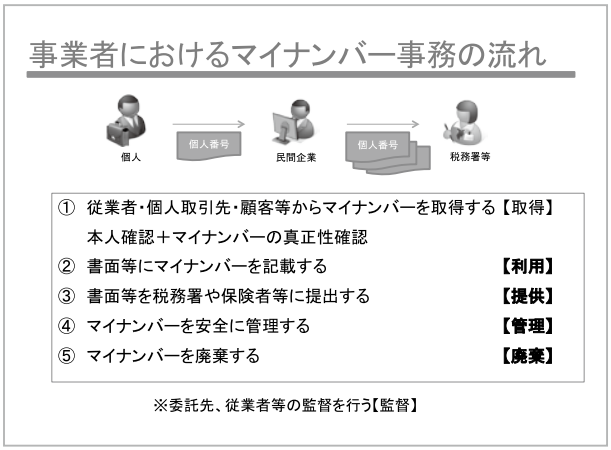

＊筆者作成

ため，当該事業者において実施している社会保障手続と税務手続を確認し，何のために（どの手続で），誰が，どのような情報をマイナンバーと共に取り扱うかを明確にすることが必要である。

もっとも，膨大な作業や難しい洗い出し作業が要求されるわけではない。事業者はマイナンバー以前から社会保障手続・税務手続を行っており，その担当課，取扱情報も確定している。マイナンバーと関係する手続，担当課，取扱情報，取扱いの流れを，最初に確認しておく趣旨であり，膨大な時間を要する作業ではない。

⑶　マイナンバーの取得

ア　取得等の制限

次に，マイナンバーは，必要以上に取得しないことに十分留意しなければならない。マイナンバーは収集できる場合が法律上限定されており，必要がないのにマイナンバーを取得しておくと，違法となるおそれがある（マイナンバー法20条）。さらにいえば，実際に取得に至らなかったとしても，法律上認められていない場合に，マイナンバーの提供を求めることも，違法となる（マイナンバー法15条）。

税務手続や社会保障手続で誰のマイナンバーが必要となるか厳密に洗い出し，それ以上にマイナンバーを取得しないよう，徹底しなければならない。例えば，扶養の範囲外の家族等で税務手続・社会保障手続でマイナンバーを必要としない者のマイナンバーを取得しないようにするなど，注意が必要である。

イ　本人確認

マイナンバーを本人又は代理人から取得する場合は，本人確認が義務付けられる（マイナンバー法16条）。本人確認は，実在確認と番号確認の2種を行わなければならない。前者の実在確認とは，なりすまされたりしていず本人であることの確認である。身分証明書等で確認する。後者の番号確認とは，マイナンバーに間違いがないことの確認である。個人番号カード，通知カード，マイナンバーが記載された住民票の写し又は住民票記載事項証明書等で確認する。

なお，個人番号カードは身分証明書にもなるものであるため，個人番号カードがあれば1枚で実在確認と番号確認が可能である。通知カードや住民票の写しの場合には，これらとは別に身分証明書が原則として必要となる。但し，従業者の場合などは，採用時に本人確認を行っていれば，実在確認が不要となる（マイナンバー法施行規則3条5項）。

以上が原則パターンであるが，この他にも本人確認として認められる方法は多岐にわたるため，詳細はマイナンバー法施行令，マイナンバー法施行規則を確認されたい。

ウ　その他取得に関する留意点

さらに，マイナンバーを取得する際は，個人情報保護法に基づき利用目的を明示等すること（個人情報保護法18条），漏えい・紛失等がないように安全面に配慮すること，マイナンバーの変更に留意することが必要である。

なお，マイナンバーの提供を受けられなかった場合の対応については，紙幅の都合上，簡単にとどめる*3が，取得を受けられなかった経緯等について記録を残し，事業者の義務懈怠ではないことを明らかにすればよい。税務署等もマイナンバーが空欄の書面を受け付ける旨を公表しているため，過剰に反応することなく，淡々と記録を残し，マイナン

＊3：詳細は，拙著『担当者の不安解消！ マイナンバーの実務入門』（労務行政，2016年），「どうなる？どうする？従業者等がマイナンバー提出を拒んだら」月刊ビジネスガイド2016年2月号・No.817等参照。

バー部分が空欄の書面を提出すればよい。

(4) マイナンバーの利用

ア　利用の制限

マイナンバーの利用に関するポイントとして一番重要なのは，マイナンバーは，原則として，社会保障・税の手続のためにしか利用できないということである。これを遵守するために，民間事業者においてマイナンバーを取り扱う手続を確認し，従業者等へ周知徹底を図る必要がある。

イ　利用者の限定

また民間事業者の中で，従業者であれば誰でもマイナンバーを利用できるとすると，監督にかかる負荷が高くなるし，万一不正等が起こった時にトレースも難しい。そこでマイナンバーの取扱担当者を限定することがガイドライン*4上，求められている。民間事業者であれば，取扱者を限定している重要情報は他にもあると思われるので，マイナンバーについても他の重要情報と同様に，取り扱うことのできる担当者を限定し，適正な利用を担保しなければならない。

ウ　取扱場所の限定

さらにマイナンバーを事業所内外のどこででも取り扱えるとすると，管理が困難になるおそれがあるし，不正・漏えい等の誘因にもなりうる。そこでマイナンバーを取り扱う場所を限定することがガイドライン上，求められている。これも，例えば会社の役員報酬や，全従業者の賞与一覧などの他の重要情報でも，通常，同様の措置が施されていると思われるので，マイナンバーについても同様に取扱場所を限定する。

(5) マイナンバーの提供

マイナンバーは外部に提供できる場合が法律上厳格に限定されている（マイナンバー法19条）。民間事業者がマイナンバーを提供する主な場合は，官（税務署，ハローワーク，自治体等），健康保険組合，委託先（税理士，社会保険労務士，廃棄業者，システム運用・保守業者等）であるので，それ以外にマイナンバーを提供する場合は，マイナンバー法19条各号に該当するか，精査する必要がある。

またマイナンバーを提供する場合は，誤提供を避けるため，提供先・提供情報・対象者・対象情報を確認した上，漏えい・紛失等しないように，安全面に配慮する必要がある。

(6) マイナンバーの管理

マイナンバーの管理というと，安全管理措置として多岐にわたる対応が必要となるが，重要なのは3点であると考えられる。管理場所を限定し施錠することが1点目，アクセス制御を行うことが2点目，不正アクセス対策を行うことが3点目である。

ア　施錠管理等

マイナンバーをどこにでも置いておけるとすると，安全が確保できないため，取扱場所を限定し，当該場所の安全を確保する。また，担当者・管理者以外はマイナンバーにアクセスできないように施錠することが重要である。もっとも，必ずしも金庫等が必要になるものではなく，キャビネットや机に施錠して保管しておくことが考えられる。

イ　アクセス制御

マイナンバーを誰でも見たり更新したり廃棄したりできないように，担当者以外はマイナンバーにア

＊4：個人情報保護委員会「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（本文及び（別添）特定個人情報に関する安全管理措置）」http://www.ppc.go.jp/files/pdf/160101_guideline_jigyousya.pdf

クセスできないようにする。書面のみで取り扱う場合は，上記の施錠管理を行う。システムでも取り扱う場合は，アクセス制限をシステム上施すことが考えられるが，中小規模事業者の場合であれば，ログインしなければ，PCやマイナンバーを管理するソフトウェアを起動できないようにするなどの方法も考えられる。

ウ　不正アクセス対策

不正アクセス対策は，インターネットに接続していれば，マイナンバーと関係なく通常求められるものである。セキュリティ対策ソフトを最新化するなど，必要なセキュリティ対策を施す必要がある。

エ　安全管理措置

その他，個人情報保護委員会が公表するガイドラインでは，マイナンバーの安全管理措置について詳細な解説を行っている。求められる措置の一つに「組織的安全管理措置」があり，ここでは，体制整備，取扱情報の明確化，記録作成，点検などが求められる。「人的安全管理措置」では，従業者に対する教育・監督を行う。「物理的安全管理措置」では，盗難等の防止，持出し時の措置等が，「技術的安全管理措置」では情報漏えいの防止等が求められる。また重要事項を「基本方針」としてまとめ，従業者がマイナンバーを取り扱う際に気を付けるポイントを「取扱規程」として定めることも求められる*5。

(7)　マイナンバーの廃棄

一度取得したマイナンバーは必要がなくなれば，適切に消去等しなければならない。従業者の場合は，継続的雇用関係にあり，雇用に伴い税務手続や社会保障手続が発生するため，マイナンバーを取り扱う必要がある。したがって，マイナンバーを取得するたびに消去する必要はない。一方で，一時的なアルバイトなど，継続的な関係にない場合，マイナンバーを取り扱う必要がなくなれば，原則として速やかに廃棄・削除しなければならない。ただし，給与所得者の扶養控除等（異動）申告書などは法令で保存期間が定められており，その保存期間の間は，廃棄・削除する必要はない。

4　民間事業者と法人番号

マイナンバー制度に伴い，個人に対し付番されるマイナンバーの他，法人に対し付番される法人番号も導入された。法人番号は対象が自然人ではなく，プライバシー権侵害のおそれが考えにくいため（企業秘密等は別である），マイナンバーとは異なり，その取扱いに際し，マイナンバー法上，遵守すべきルールがほとんど規定されていない。したがって，法人番号は分野の制限なく利用でき，すなわち，税・社会保障・災害対策以外でも活用することができる。もっとも，まずは税務手続で利用することが必要である。

法人番号は平成27年10月5日より付番され，国税庁より書面で通知されている。登記されている法人であれば，登記されている本店又は主たる事務所の所在地へ通知され，登記されていない法人であれば，国税に関する届出書に記載された本店又は主たる事務所の所在地へ通知されている。なお，国税庁ウェブサイト*6でも公表されている。

＊5：安全管理措置の詳細は，前掲注の個人情報保護委員会ガイドライン，宇賀克也＝水町雅子＝磯村建『論点解説 マイナンバー法と企業実務』（日本法令，2015年）等を参照。

＊6：http://www.houjin-bangou.nta.go.jp/

個人情報漏えい時の対応（行政機関への報告や賠償事例を含む）

日弁連情報問題対策委員会委員・当会会員　出口 かおり（64期）

1　個人情報取扱事業者に求められる措置

改正個人情報保護法（以下「新法」という）により，従前は個人情報保護法の義務規定の適用が除外されていた小規模事業者（個人情報データベースを構成する個人情報によって識別される特定の個人の数の合計が過去6月以内に5000を超えない者。いわゆる5000件要件）も「個人情報取扱事業者」に含まれることになった。

これにより，現行の個人情報保護法（以下「現行法」という）で規定されている安全管理措置等の義務が小規模事業者にも課されるようになった。また，新法により，利用する必要がなくなった個人データ（個人情報データベース等を構成する個人情報）を遅滞なく消去する努力義務も新たに規定された（新法19条）。

安全管理措置等の義務

①個人データの漏えい，滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置（現行法20条）
②従業者（従業員のみならず，役職者を含む）に対する必要かつ適切な監督（現行法21条）
③委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督（現行法22条）
④利用する必要がなくなった個人データの消去（新法19条）

2　安全管理措置の具体的内容

(1)　各省庁のガイドライン

「必要かつ適切な措置」とは何かは，各省庁のガイドライン等で示されており，個人データが漏えい，滅失又はき損等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し，事業の性質及び個人データの取扱状況等に起因するリスクに応じて，必要かつ適切な措置を講じることを求めている。

例えば，医療機関や介護関係事業者については，「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」や「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」（いずれも厚生労働省）があり，金融庁が所管する金融分野については「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」（金融庁）がある。また，事業者が雇用管理に関して個人情報を扱う際には「雇用管理分野における個人情報保護に関するガイドライン」（厚生労働省）がある。いずれも関係省庁のホームページで公表*1されているので，事業者の分野に応じて適宜参照していただきたい。

多くの民間企業は，経済産業省の「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」（以下「経産省ガイドライン」という）に基づく対策が求められる。なお，ガイドラインは現在では努力目標というよりも，法律の解釈部分を多く含んでおり，法施行の基本的な方向性や，判断基準を示すものと考えられている。経産省ガイドラインでも，「講じなければならない事項」と「望まれる事項」とを区別して記載し，前者については事業者は必ず行うことを求めている。

具体的には，以下の4つに分類されて，講じるべき措置の内容が定められている。

①組織的安全管理措置（安全管理について従業者の責任と権限を明確に定め，安全管理に対する規程や手順書を整備運用し，その実施状況を確認すること）

＊1：個人情報保護委員会ホームページに，27分野38ガイドラインの一覧が掲載されている。
http://www.ppc.go.jp/files/pdf/personal_guideline_ministries.pdf

②人的安全管理措置（従業者に対して，業務上秘密と指定された個人データの非開示契約の締結や教育・訓練等を行うこと）
③物理的安全管理措置（入退室の管理，個人データの盗難の防止等の措置）
④技術的安全管理措置（情報システムへのアクセス制御，不正ソフトウェア対策，情報システムの監視等，個人データに対する技術的な安全管理措置）

⑵　企業規模によって安全管理措置の具体的内容は異なり得る

大企業と中小企業とで，講じるべき安全管理措置に違いが生じることも当然あり得ることであり，経産省ガイドラインも，中小企業（中小企業基本法第2条第1項各号に掲げる中小企業者をいう）においては，事業の規模及び実態，取り扱う個人データの性質及び量等に応じた措置を講じることが望ましいとしている。

3　個人情報漏えい時の対応

⑴　増える組織内部からの流出事件

個人情報の漏えい事件は，パソコンやUSBメモリ等が盗難に遭ったり，外部から不正アクセスされたり，ウイルス感染したり，従業員による不正持ち出し等による故意の漏えいに限らず，従業員がパソコンや記録媒体が入った鞄を電車内や店舗に忘れたりするうっかりミスによる個人情報漏えいまで，経緯は様々である。

近年は組織の内部者による漏えい事件が相次いでおり，平成26年7月に発覚した株式会社ベネッセホールディングスの個人情報漏えい事件（顧客データベースを保守管理する業務委託先の社員が，約3504万件の個人情報を不正に持ち出して転売した）のほか，平成27年9月には自治体職員が約68万件の有権者情報を無断で自宅に持ち帰って外部に流出させたりした。

独立行政法人情報処理機構（IPA）が平成28年3月に公表した「内部不正による情報セキュリティインシデント実態調査」調査報告書（個人情報に限らず，機密情報等の流出事案を含む）によれば，内部不正の約6割はうっかりミスであり，情報の主たる持ち出し手段はUSBメモリであるとのことである*2。

経産省ガイドラインは，個人データが外部に漏えいした場合の対応として，次のような措置を講じることが望まれるとしている。

①事実関係を調査し，その原因を究明すること
②誰の･どのような情報が･どこに漏えいしたのかなど，①で特定した事実関係による影響の範囲を特定すること
③上記で究明した原因を踏まえての再発防止策の検討及びその実施
④影響を受ける可能性のある本人への連絡（二次被害の防止・類似事案発生回避等の観点から，事案の内容等に応じて，事実関係等について，速やかに本人へ連絡し又は本人が容易に知り得る状態に置くこと）
⑤主務大臣等への報告（新法施行後は個人情報保護委員会への報告も含む）
⑥事実関係，再発防止策等の公表

⑵　特定個人情報漏えいの場合

漏えいした情報が特定個人情報（個人番号等を内容に含む個人情報）である場合は，個人情報保護委員会が定める「事業者における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について」に従った

＊2：「内部不正による情報セキュリティインシデント実態調査」報告書について，IPAのホームページを参照。
http://www.ipa.go.jp/security/fy27/reports/insider/index.html

対応が求められるが*3，その内容は基本的に上記の経産省ガイドラインと同様である。

なお，漏えい等，マイナンバー法に反して利用・提供された特定個人情報に係る本人の数が100人を超えるなど，「重大な事態」が生じた場合は，個人情報保護委員会に報告することが法令上の義務になる。

(3) 個人情報保護委員会が取り得る措置

新法の全面施行時（公布日である平成27年9月9日から2年を超えない日）には，現在，各主務大臣が保有している個人情報保護法に関する勧告・命令等の権限が個人情報保護委員会に一元化される。

漏えい事案が起こった場合，個人情報保護委員会が取り得る措置は様々である。例えば，個人情報取扱事業者に対して必要な報告・資料提出を要求したり（新法40条1項），立入検査を行ったり（同条項），安全管理措置等の義務の履行に関して必要な指導及び助言を行ったり（新法41条），違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を勧告したり（新法42条1項），勧告に従わず個人の重大な権利利益の侵害が切迫している場合は命令したり（同条2項），個人の重大な権利利益を侵害する事実があるために緊急に措置をとる必要がある場合には，違反行為の中止等の必要な是正措置を講じることを命ずること（同条3項）もできる。

これらの権限の実効性を確保するため，報告・資料提出要求に従わない者や虚偽の報告をした者，立入検査を拒否したり妨げたりした者は，6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられる（新法85条）。また，上記の命令に違反した者にも同様の罰則がある（新法84条）。いずれも，両罰規定により法人にも30万円以下の罰金が科せられる（新法87条）。

(4) 漏えいに対する罰則

ア　個人情報の場合

個人情報の故意の漏えいについては，現行の個人情報保護法には直接的な罰則は定められておらず，措置命令や是正命令に違反した場合にはじめて，6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられるという，いわゆる間接罰にとどまっていた（現行法74条）。

新法では直接罰が設けられ，個人情報取扱事業者の役職員等が，その業務に関して取り扱った個人情報データベース等を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し，又は盗用したときは，1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられる（新法83条）。法人にも50万円以下の罰金が科せられる（新法87条）。

イ　特定個人情報の場合

故意に漏えいした情報が特定個人情報の場合は，マイナンバー法により重い罰則が科せられている。

すなわち，個人番号関係事務に従事する職員（民間企業等で従業員から個人番号を集める業務に従事する者など）が，正当な理由なく，特定個人情報ファイルを外部に漏えいした場合には，4年以下の懲役もしくは200万円以下の罰金またはこれらを併せた刑事罰が適用される（マイナンバー法51条*4）。また，両罰規定により，法人にも200万円以下の罰金が科せられる（同法60条1項*4）。

4　漏えい事案の損害賠償請求について

(1) 裁判例

個人情報の漏えい事案で，流出した個人情報の本人から民事の損害賠償請求がなされた裁判例として，

＊3：特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について，http://www.ppc.go.jp/legal/policy/rouei/ 参照。
＊4：条文は平成28年1月1日現在。

①大阪高裁平成13年12月25日判決（宇治市住民基本台帳データ大量漏えい事件），②大阪地裁平成18年5月19日判決（判例タイムズ1230号227頁），③東京高裁平成19年8月28日判決（判例タイムズ1264号299頁。一審の東京地裁平成19年2月8日判決（判例タイムズ1262号270頁）を踏襲）が挙げられる。

①は，自治体が住民基本台帳データ（住所・氏名・性別・生年月日，転入日・転出先，世帯主名等）を使用したシステムの開発を民間業者に委託したところ，再々委託先のアルバイト従業員がこれを不正にコピーして名簿業者に販売し，そこからさらに転売される等した事案で，自治体に対する損害賠償請求が一部認容された（慰謝料一人あたり1万円）。

②は，インターネット接続サービス事業者が管理する顧客情報データベース（住所・氏名，電話番号，メールアドレス，ID等）について，社外からインターネット経由でリモートアクセス可能な状態にし，かつ，リモートアクセス時のパスワードの定期的な変更も行っていなかった状況下で，前にアクセス権限を与えられていた者が，業務終了後に不正にアクセスして顧客情報を取得した事案で，当該事業者に対する損害賠償請求が一部認容された（慰謝料一人あたり5000円）。

③は，エステサロンのホームページ経由で無料体験募集に応じて入力された個人情報（住所・氏名，年齢，電話番号等）が，当該エステサロン経営主体から委託を受けたウェブサイトの管理業者のミスにより，インターネット上で自由にこれらの個人情報にアクセスできる状態に置かれた事案で，当該エステサロン経営主体に対する損害賠償請求が一部認容された（慰謝料一人あたり3万円）。

(2) 裁判例からわかること

①から③のいずれの事案も，判決は，個人情報取扱者に対して，個人情報保護のための必要な措置を講じるべき義務（①判決は「秘密の保持に万全を尽くすべき義務」と表現されている）があるとしており，②判決及び③の一審判決では，かかる義務を導くに当たって，関係省庁が定める個人情報保護に関するガイドラインの存在を挙げている。このように，関係省庁のガイドラインは，個人情報保護に関する事業者の注意義務を導く資料となっており，今後，個人情報取扱事業者が個人データを管理するにあたっては，経産省ガイドラインのほか，取り扱う個人情報の性質に応じて適宜，関係省庁のガイドラインを参照し，これらのガイドラインに沿った情報管理を行うことが求められる。

慰謝料額については，①の裁判例で認められた一人1万円という慰謝料額に基づき，以後，基本4情報（住所・氏名・性別・生年月日）の流出で一人1万円程度の慰謝料と言われている（①では弁護士費用として一人あたり5000円も認められており，合計で一人1万5000円になる。なお，弁護士費用は，②で一人あたり1000円，③で一人あたり5000円が認められている）。③の裁判例が，一人3万円と他の事案と比べて高額な慰謝料を認めたのは，基本的な個人識別情報のみの場合と比較して，当該エステサロンのエステティックサービスに関心があって個人情報を提供したことが，一般人の感受性を基準にしても秘匿されるべき必要性が高いと考えられたことや，実際に二次流出や二次被害があったことを考慮したものと思われる。

今後，特定個人情報の漏えい事案について損害賠償請求訴訟が提起された場合，個人番号が原則として生涯不変・唯一無二であり，漏えいに対する罰則も通常の個人情報の漏えいと比べて重いことからすると，慰謝料額も比較的高額になる可能性が高いであろう。

INTERVIEW：インタビュー

一般社団法人イマジン・ワンワールド
代表理事

高倉慶応さん

東京弁護士会の会議室に，颯爽と和装で登場された，一般社団法人イマジン・ワンワールド代表理事の高倉慶応さんの姿に，私たち聞き手の心は和みました。一方で，高倉さんが熱く語る，KIMONO PROJECT，日本伝統文化の世界への発信にかける意気込みとチャレンジ精神に，終始圧倒されてしまいました。

（聞き手・構成：中村 千之，木村 容子）

―― 高倉さんのご経歴をお聞きかせください。

創業してから77期になる呉服屋の3代目です。

大学を卒業して銀行に就職したんですが，父が病で倒れたのをきっかけに，家業を継ぐ決心をしました。

―― 呉服屋さんを継ぐことに不安はなかったですか。

僕はロックが好きで，カルチャー的にもアメリカナイズされていましたし，自分自身が着物を着たことがほとんどありませんでしたので，帰ったところで何ができるんだと悩みました。ただ，親族も含めて沢山の人々の生活を支えていた会社でもありましたから，使命感というか宿命に対する許容というものも頭の中にありました。

―― 銀行を退職されたのは，平成3年だから約25年前ですよね。その当時は，今やられているイマジン・ワンワールドのプロジェクトのようなことは思いもよらなかったのではありませんか。

僕は，もともと英語を使った仕事とか，海外事業，海外進出に興味があったんです。子供のころから外務省とか国連とか，外国に対する興味が強かったんですけど，最もそれに縁遠い仕事に行かなきゃいけないということは，当時の自分にとっては，人にはなかなか話しにくいぐらいのショックでした。でも，実は今になってみて，やっぱり自分の中ではつながっていたなと思うことが多々あるんですね。その1つが「イマジン・ワンワールド」のプロジェクトです。

―― 「イマジン・ワンワールド」とは，どのような呼びかけなのですか。

大学卒業のとき，地球環境問題を卒論のテーマにしたんです。結局，答えは出せませんでしたけれども，やっぱり人間の欲をコントロールする以外に環境問題って解決できないと思うんですよ。楽になりたい，豊かになりたいばかりでなく，要は，「みんなのことを考えて（想像して）我慢しようぜ」というものがないと。経済成長という名の下に過度に膨張しよう

とするものにどうブレーキをかけるのかというところについて，何か思想が必要だと思い，「イマジン」というものを掲げました。きっと，「俺だって分かってる，でも，仕事だから仕方ない」と思っている人は多いでしょうから，個々の意識とかそういうものが重要になってくるんですね。

――「イマジン・ワンワールド」のプロジェクトにおいて，相手国の文様を着物に入れていますが，そのいきさつを詳しくお聞かせください。

相手国の文様を着物に入れるヒントとなったのは，1つは，皇室外交のお話です。訪問される相手国の伝統的な文様等を，ご自身の服装や持ち物にさりげなく取り込んでいくというお話を聞いたことがあります。自分たちが今どういう気持ちで相手の国と向き合おうとしているのかということを，言葉ではない形で示そうとされたんだと思い，そのご姿勢に感銘を受けたのです。

もう1つは2013年の12月にパリで行った着物のショーです。

――パリの百貨店プランタンの最上階で開催されたそうですね。

どうせやるなら，一流のところを知りたいということで，最上階のブラッスリーを借りて行いました。僕の父や，運営している美術館がコレクションしていた着物を持って行ったほか，日本とフランスの友好の証しに，何か1つ僕も着物を作っていこうと思って，江戸時代の絵師である伊藤若冲のデザインに，1900年代のパリの当時のヨーロッパの美術様式としては最先端だったアール・ヌーヴォーを融合した着物を作って持って行きました。

1900年代の日本には立派な着物が既にあって，当時の世界の中でも，最先端の染色技術でパリの万博に着物を出品したんだそうです。その生産者が今でも日本に残っていて，当時のアール・ヌーヴォーを復刻させて着物に取り込んでフランスに持って行ったんですが，そういった歴史を説明すると，フランスの方々は，非常に敬意を払うんですね。フランスの人たちがここまで感激してくれるのであれば，これを世界中の国の人たちに，分け隔てなくやったら，面白いだろうと思いました。

――プロジェクトはどのように始められたのですか。

最初は本当に見切り発車で，とにかく最初は5枚作ろうということで，5カ国を五大陸から1つずつ選んで作りました。

――ちなみに最初の5カ国というのは，どちらの国ですか。

南アフリカ，リトアニア，ブータン，ツバル，ブラジルです。もちろん意味があって作りました。南アフリカは，アパルトヘイトを撤廃した国ですし，リトアニアは杉原千畝さんがいた国です。ブータンは，おそらくチベット仏教の唯一の国で，呉服の「ゴ」という語源になった民族衣装をお持ちです。ツバルは，海面上昇により海に沈まないか懸念があり，環境問題を一応僕もかじった人間として，作ってみようと思いました。ブラジルは，日系人がたくさん暮らす国ですし，今，日本の着物に使う絹はブラジルにも支えられていることもありました。

――日本橋で開催されたイマジン・ワンワールドの着物のショーを拝見しましたが，着物の中に相手の国のものを入れるという，和装なんだけれども，何ともいえない，今までにないものを見せていただき，感動しました。

そうなんですよ。着物には力があるんです。その力というものがいったい何なのかというのを体験してもらうしかないんですよね。50年後でも子供たちにも着物を見せたい。「当時こういうものがあったらしいよ」という，要するにヒストリーみたいなものでは

なくて，カルチャーであり続けるためには最低限の作り手とそれを支えるだけの産業としてマーケット，これを残さなきゃいけない。残すためには新しいファンも増やさなきゃいけないし，新しい作り手も供給していく。

これを経済的に解決するために，やはり1回皆さんが「えっ」というようなこと，「はーっ」というようなことをやっぱりやらないと。それがインパクトであり，その背景には，公益性がないとお金は出していただけない。それを全部僕の中で解決できる理屈であり仕組みであるのが，このイマジン・ワンワールドという形に今なっていると思います。

―― この着物のショーは，ファッションショーなんですけど，最後に高倉さんの呼びかけで，みんなで手を握り合って，みんな1つの世界になりましょうと言うと，みんな素直な気持ちでそれができちゃうのが不思議ですよね。

だからそれを1つの疑似体験みたいにする。目に見えるものは伝えやすく，ビジュアルイメージがとても大事なので，僕としては，まずは国連加盟国や日本と国交がある国が196カ国ほどありますので，その着物すべてを一個ずつきちっと作り上げていって，それを着た人たちで手をつなぐシーンを見せてあげたい。

―― インタビュアーの個人的希望ですが，イマジン・ワンワールドの着物の方々に先導していただいて，東京オリンピックの入場式とか閉会式とかで出ていただけたら，参加国の方々にも喜んでいただけるんじゃないかと思うんですが，いかがでしょうか。

東京オリンピックもそうですが，近いところでは，今年5月に予定されているG7北九州エネルギー大臣会合で，主要国の人たちを各国の着物でおもてなしさせていただくことになっています。イマジン・ワンワールドというのは，僕は1つの思想とか理念だと思っているので，このような場で，着物というものを通してそれを表現したいなと思っているんです。要は世界を平和にしたい，日本的な和をもって貴しとなすという思想を一番伝えられるのは，僕はやはりカルチャーだと思うんですよね。

―― 製作する着物や帯の予算は決まっているのですか。

一カ国の製作費は，着物，帯，その他諸経費を含め，200万円と決めています。高名な年配の先生方にも，若い先生方にも同じ金額でお願いしています。

今日も，このインタビュー前に，9人の女性染織家の先生方にお会いして，それぞれ担当される国をお願いさせていただきました。

―― 米国コンセプトの着物（＊表紙裏にカラー写真掲載）ですが，着物の柄としては，普通考えられない宇宙飛行士やリンカーン大統領像等が入っていて，高倉さんとアーティストの先生方と，デザインについて綿密に練ったりするんでしょうか。

アメリカは難しかったですね。17世紀か18世紀の世界で，アメリカという国ができたのは非常にショッキングだったんだろうと思います。自由平等なんてあり得ないというのがたぶん当時の貴族階級ですよね。それでもやっぱりどうしても抑え込めなくて，しかもフランスの人たちは応援するわけですよね。だから自由の女神を送るわけですよね。当時の常識からすればありえない，人気投票で決まる大統領というのがやっぱり大事な国なんですね。だから大統領にものすごい権限を与えているし。

その大統領の国というのは，じゃあ，何をもって示すかというときに，白頭ワシなわけですよ。あとはアメリカってどこに特徴があるかといえば，州によって個性が認められているところなので，州の花を全部調べて，50州の花をすべて描きいれました。ただ，花だけじゃやっぱりアメリカ人は喜ばないだろうと

50年後の子供たちにも着物を見せたい。ヒストリーではなくて，カルチャーであり続けためには，作り手とそれを支えるマーケットを残さなければいけない。新しいファンも増やさなければいけない。
着物には力があるんです。その力がいったい何なのか体験してもらうしかないんですよね。

高倉 慶応

考えて，じゃあ，大統領で誰がというと，やっぱりケネディとリンカーンなわけですよ。リンカーンは銅像がいいですかねと。じゃあ，ケネディはといったときに，アポロ11号を描くこととなりました。それにちょうど今，大使はケネディさんだし喜ぶよねと（笑）。

――いろいろ考えていますね。

最後にやっぱりどうしても僕が入れたかったのがナンバー42です。これはジャッキー・ロビンソンという黒人初のメジャーリーガーの背番号で永久欠番なんです。だからアメリカ人が「42番。おっ，これはジャッキーのことか？」と分かると，「お前は俺たちのことを，よく分かっているな」という顔をするわけですよね。「そうでしょう。分かってます，アメリカ人の心は」というふうに言うと，そこでまた大きな手で握手してもらえる。42番を，わざわざリンカーン大統領の上に置いて，「リンカーン大統領が頑張った。ジャッキー・ロビンソンが頑張った。いろんなことの先に，伝説の42番が生まれたんだよね」という歴史を織り込んでいるという。そういうことを相手に説明するわけです。

――一つ一つのディテールを研究して，相手の国を理解した上で盛り込んでいくわけですね。地道で大変な作業ではないですか。

これまでは，ぼちぼちの製作ペースだったんですが，実はこの6月くらいにはすでに，ちょっと無謀ですけれどももう50カ国を発注していると思います。要するにプラス50。今25カ国まで見えたんですね。この秋の10月30日（日），日本橋でショーをやりますので，ぜひスケジュールを空けておいてください。

プロフィール　たかくら・よしまさ

1968年，福岡県久留米市出身。蝶屋株式会社の3代目社長。24歳で蝶屋に入社。2000年より公益ひとづくり事業「ミスジャポン」を立ち上げ，2010年より福岡打ち水大作戦へ参加協力し，人づくりや街づくり活動に尽力する。洋楽好きが高じて久留米のコミュニティFM「Dreams FM」やLOVE FMにて音楽番組のパーソナリティを務めた。2014年に一般社団法人イマジン・ワンワールドを発足。

公益通報者保護法の改正に向けて
―シンポジウム「企業コンプライアンスと内部通報制度 公益通報者保護法改正の視点」の開催―

公益通報者保護特別委員会副委員長　白木 孝二郎（63 期）

1　シンポジウム開催のコンセプト

当会は，日弁連，第一東京弁護士会及び第二東京弁護士会と共同で，本年３月１日（火）午後６時から弁護士会館クレオにおいて，「企業コンプライアンスと内部通報制度 公益通報者保護法改正の視点」と題したシンポジウムを開催した。現在，消費者庁において，施行から10年を迎えた公益通報者保護法の改正作業が進んでおり，改正法の方向性を決定する重要な時期となっている。他方，昨年度は，内部通報制度を整えていた大企業の不祥事が数多く発覚し，制度運用の不備を露呈させた。そこで，公益通報者保護法の問題点を企業コンプライアンスの視点を中心に浮き彫りにし，「あるべき改正法」を考えるシンポジウムを開催することとなった。シンポジウムには弁護士や市民，マスコミなど200名以上が参加し，関心の高さを改めて実感した。

2　シンポジウムの内容

⑴　第一部　基調報告

第一部で，消費者庁の金谷雅也消費者制度課企画官から，「我が国の通報制度と改正作業の現状」と題した基調報告を頂いた。消費者庁では，平成27年６月から「公益通報者保護制度の実効性の向上に関する検討会」を実施されているとのことであり（同28年３月までの予定），検討テーマは，①「通報者の範囲の拡大」（労働者だけでなく役員・取引事業者・退職後の通報者にも拡大すべきかどうか），②「通報対象事実の範囲の拡大」（罰則で担保された法令違反以外にも通報対象事実を拡大すべきかどうか），③「外部通報の保護要件の緩和」（行政機関通報では真実相当性を緩和すべきかどうか等），④「不利益取扱等に対する制裁の強化」（保護の効果として，解雇の無効・損害賠償のみならず刑事罰や行政処分等を導入すべきかどうか），⑤「リニエンシー等の導入」（通報者自身も不正に関与している場合や，通報を裏付ける証拠持ち出し等への免責を導入すべきかどうか）の５点が要点であることが説明された。

続いて，日弁連消費者問題対策委員会副委員長の河端武史弁護士が，日弁連としての法改正への取組みを報告した。日弁連は「公益通報者保護法日弁連改正試案」（平成27年９月11日付）を公表しているが，法改正だけではなく，現在７つの単位会（東京三会を含む）でしか実施されていない弁護士会による公益通報市民法律相談窓口の設置の拡充の必要性を訴えた。

⑵　第二部　パネルディスカッション

第二部からは，浅岡美恵弁護士（日弁連消費者問題対策委員会幹事）がモデレーターとなり，企業コンプライアンス

の観点からみた現在の内部通報制度の問題点及び「あるべき改正法」等についてパネルディスカッションを行った。パネリストとして，消費者庁による検討会の座長も務められている宇賀克也教授（東京大学大学院法学政治学研究科），日本を代表する企業の企業倫理委員会委員の経験を有し，経営倫理などを専門とされる水尾順一教授（駿河台大学大学院総合政策研究科），各国の公益通報者保護制度に深い知見を有する三木由希子氏（特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス理事長），企業のコンプライアンス業務を担当され，米国の公益通報者保護制度に精通されている山田将之弁護士にご登壇を頂き，それぞれの立場から，多くの実例も織り交ぜ意見が交換された。

まず，水尾教授が東芝の会計不祥事等を例に，企業における不祥事発生の構図（不祥事発生のトライアングル）を分析され，続いて宇賀教授からは東芝事例は経営トップが内部統制システムを人事権の発動等により機能不全にした例であり，このような場合，内部通報制度は期待できず，（外部通報等の）代替手段が重要となる旨の指摘があった。山田弁護士からは，米国における公益通報制度の現状が説明され，米国では，原則として解雇等の人事処分は経営者の自由であり，個別法（米国証券委員会（SEC）規則，ドット＝フランク法等）に根拠がある場合のみ労働者が保護されるため個別法の解釈が決定的に重要となり，その点を巡る裁判例が多いことが紹介された。米国では一定の要件を満たした通報者には莫大な報奨金が支払われること，個別法によっては通報者に報復等不利益扱いを行うと行政

罰や刑事罰の対象となり得るとの点であった。三木氏からは，日本の公益通報者保護法のモデルとなった英国の公益開示法の概要をはじめ，同国の公益通報の状況につき報告を頂いた。米国及び英国など諸外国においても，内部通報は企業不祥事の発見の端緒として重要な意義を有するところ，通報者への報復をいかに防止し通報制度の実効性を担保するかについて頭を悩ませている状況のようである。

続いて，企業内に設置される内部通報制度及び「あるべき改正法」についての具体的な提言が各パネリストからなされた。水尾教授からは，「通報」よりも，その前段階としての「相談」の重要性が指摘され，ヘルプラインの活用を促進するためには，日頃から，気軽に相談できる体制や雰囲気作りのアイデアが必要であるとして，アクセス改善策のユニークな具体例が示された。宇賀教授からは，報復人事等が多い現状を踏まえると，通報者の保護の徹底とともに，「内部通報」，「行政通報」，「マスコミ等への外部通報」の各要件をバランスよく配置し，各通報の制度間競争により，内部通報を一層充実させることの有用性を説かれた。山田弁護士からは，米国においては企業による自主的な不正行為発見及び当局報告（self-reporting）がなされることが期待され，self-reportingにより企業にとって有利な解決手段になることが明示されている（米国司法省の起訴基準，SECの処分判断基準等）ため，企業に適切な内部通報制度を設けるインセンティブがあること等が紹介された。三木氏からは，現行法は通報対象法律が狭く限定されており対象も分かりにくいなど利用者にとって不親切であること，また公益通報者保護法違反に罰則も入れるなど制裁の強化が必要であること等の貴重な意見を頂いた。

3　今後の課題

シンポジウムにおいては，現行公益通報者保護法及び内部通報制度の問題点と課題が，明確な形で浮き彫りとなった。これら問題点と課題を今後の法改正に適切に反映させなければならないことを改めて痛感した。

東日本大震災復興支援企画 避難者交流イベント

東日本大震災5年 避難者のつどい「つながる」，写真展「あれから5年～3･11東日本大震災写真展～」を同時開催

理事者付嘱託（東日本大震災対策本部兼務） 濵田 憲孝（59 期）

東日本大震災5年 避難者のつどい「つながる」

東日本大震災から丸５年が目前に迫った平成28年３月５日（土），東京三弁護士会の主催により，東京都内及び近郊に避難されている方々を対象とした，避難者交流イベントが，弁護士会館２階クレオ・３階会議室で開催されました。

1　イベントの目的

東京三弁護士会では，東日本大震災を契機に，被災者・原発被害者の支援等を目的として「東京三弁護士会災害復旧復興本部」が設置され，東京都内を中心に，被災者相談等の支援活動や各種研修会等を積極的に行ってきました。

平成28年３月11日で発災から５年を迎えましたが，原発事故の影響で未だ故郷へ帰還できない方は多数に上り，東京都内への避難者も7000人を超える状況で，避難者の避難生活が長期化する状況となっています。

今回のイベントは，避難者の方々が，避難先でどのような活動をされているのかの紹介の場を設ける等して，避難者同士が「つながる」機会を設けるとともに，弁護士，医師，税理士，社会福祉士，臨床心理士による専門家相談を実施することで，避難者と専門家支援者が「つながる」機会も提供し，更なる支援の輪を広げることを目的として開催されたものです。

2　イベントの概要

イベントは，当日12時から16時までの４時間にわたり，弁護士会館２階クレオをメイン会場として開催され，避難者174人，弁護士や一般来場者ら75人の合計249人が来場しました。また当日は，弁護士，弁護士会職員及び司法修習生の合計約50人が，ボランティアスタッフとして，イベント運営にあたりました。

●医師による講演

避難者の避難生活が長期化する中，避難者は日々ストレスにさらされる状況下にあり，そうしたストレスが避難者へ及ぼす影響が懸念されています。

そうした避難生活によるストレス問題に関し，今回は，医師の青木正美先生より，「ストレスと避難生活」というテーマで，わかりやすく解説・講演いただきました。

講演は，活気に溢れるイベント会場一角のオープンスペースで行われましたが，多くの避難者が熱心に聞き入っていました。

●専門家による相談会

イベント当日，13時から16時までの３時間，メイン会場のクレオとは別に，弁護士会館３階に相談ブースを設け，弁護士，医師，税理士，社会福祉士，臨床心理士による専門家相談を実施し，各ブースにおいて多数の避難者より，相談を受け付けました。

専門家相談のうち，医師による相談は，弁護士も同席したうえで健康面に関する相談を受けるというスタイルで行われたものですが，こちらの相談ブースにも多くの避難者が相談に訪れ，医師による相談のニーズを感じさせました。

●避難者の方々等による活動紹介

クレオのイベント会場には，避難者団体や避難者支援者団体にもブースを設けていただき，各々足湯，写真の展示，野菜・手芸品の販売等が行われました。

また，避難者団体によるウクレレ演奏もクレオステージで行われ，大いに盛り上がりました。

●大抽選会

イベント終盤の15時より，メイン会場のクレオで，避難者と支援者を対象とした大抽選会が行われました。

大抽選会には，関弁連，東京三弁護士会，原発弁護団等からの寄付金で購入された豪華景品が提供され，次々と呼びあげられる抽選番号に会場各所から当選者の歓声が上がり，イベント一番の盛り上がりとなりました。

●物産展

クレオ内の物販スペースに，宮城，岩手，福島から５業者が出店し，食品，酒類を中心に被災地の様々な物産の販売が行われ，参加した避難者のみならず，ボランティアスタッフ等も各々数多くの物産を買い求めていました。

3　イベントを終えての感想

今回のイベントでは，避難者らの来場者とボランティアスタッフの合計約300人がクレオに集い，12時のイベント開始時から16時のイベント終了時まで，会場から人が絶えることなく，会場は終始活気に溢れていました。

特に，メイン会場のクレオ中央部に設けられた歓談スペース等で，避難者や支援者同士だけでなく，避難者や支援者とボランティアスタッフとが歓談する姿も多く見受けられ，避難者同士が「つながる」とともに，避難者が専門家支援者とも「つながる」というイベントの目的も達成され，大成功のイベントであったと思います。

「あれから5年 ～3・11東日本大震災写真展～」

「つながる」企画との同時企画として，3月1日（火）から10日（木）までの10日間にわたり，弁護士会館1階のエントランスホールで，写真展を開催しました。

写真展では，東日本大震災，福島原発事故による当時の被害の状況を再確認し，その後の５年間の復興のあり方を考えていただくべく，39名の著名な写真家より提供をうけた112枚に上る被災地の写真が展示されました。

写真展の来場者数は，「つながる」企画への来場者も加えると，合計約2000人に上り，連日，多くの来場者が展示写真に見入っていました。

事例研究会
「実務に役立つ文書提出命令の運用と課題」

2015年度民事司法改革実現本部本部長代行　小林 元治（33期）

2016年2月22日，弁護士会館5階において，文書提出命令制度をめぐる現在の実務上の課題を明らかにし，今後の運用及び立法のあるべき姿を探る事例研究会が行われた。

これまで多くの文書提出命令の実務に関わった大阪弁護士会の中嶋弘氏が実践例と問題点について基調報告した後，さらにパネリストとして一橋大学法学研究科法科大学院教授の山本和彦氏，会員で元東京高等裁判所長官の吉戒修一氏2名を迎え，パネリスト3名に当会会員の鷹取信哉氏がコーディネーターとなって，パネルディスカッションが行われた。当日は100名を超える参加者があり，別の会場で中継を行う盛況ぶりであった。

基調報告

大阪弁護士会会員　中嶋　弘

1　はじめに

申立人から見た文書提出命令の制度と運用について問題提起する。

2　申立

(1)　文書の所持

■　文書の作成保存が義務付けられている文書はその存在と所持を作成保存義務の根拠規定によって疎明しうる。ただし，廃棄ないし紛失したという場合が問題となる。

■　作成保存義務のない文書については所持の立証に苦労する場合がある（ある証券会社に業務日誌の提出を求めた事例）。

(2)　文書の特定

■　そもそもどの程度の特定が必要なのか。申立人としてできる限りの特定をし，文書の所持者が区別しうる程度で足りるのではないか。

■　「申立人の知識，経験，資産，意向などの属性が記載された稟議書ないし稟議書に付属する文書」といった概括的な特定で足りるとされた例

■　「申立人と相手方との間で，平成○年○月○日に締結した通貨及び金利交換取引契約及び同年○月○日に締結した××取引に関してされたやりとりの主体，日時，場所，内容が記載された文書」といった特定の仕方で足りるとされた例

■　特定手続を申し立てた場合の裁判所の手続

3　提出義務

(1)　最決平成11年11月12日民集53巻8号1787頁の，団体の自由な意思形成を阻害するという開示不利益性を生ずるおそれは「看過し難い」ものでなければならず，かつ，具体的な開示不利益性の認定を必要とすべきである。現実の実務運用は，団体の意思形成過程にかかわる場合はその重要性を問わずかつ抽象的に不利益性を認定して却下する例が多く，問題である。

■　稟議書であっても，看過し難い不利益が生ずるおそれがあるとはいえないものがあるはずである。

■　ありふれた書式にチェックを入れたような文書でも所持者側から「業務上のノウハウ」であるとして除外事由にあたると主張するものがみられる。東京高決平成20年4月2日金商1295号58頁ではかなり厳格に解されている。

(2)　仮に開示不利益性が認められた場合であっても，部分的非開示方式（最決平成13年2月22日集民201号135頁，最決平成17年10月14日民集59巻8号2265頁）をとるべきである（法223条1項）。

4　必要性

(1)　裁判所は必要性なしとして却下することを好むように見受けられるが，裁判所のいう必要性は「判決を書くための必要性」にすぎず，真実を発見するための必要性ではないように思われる。

■　裁判所が文書によって明らかにする事項等を詳細に主張するよう求めること
■　「尋問や陳述書で明らかにできるから必要性なし」
⑵　反証の場合（相手方が立証責任を負う事実について，当方から提出を求める場合）

5　審理

⑴　インカメラ手続を定めた規定は法223条6項と規則141条しかない。
■　手続の透明性
■　当事者相互の信頼
⑵　インカメラ手続を必要性判断に用いることの問題点

パネルディスカッション

【パネリスト】　大阪弁護士会会員　中嶋　弘
一橋大学法学研究科法科大学院教授　山本 和彦
元東京高等裁判所長官・当会会員　吉戒 修一
【コーディネーター】　当会会員　鷹取 信哉

1　申立件数の推移

⑴　課題・テーマ

民事事件における文書提出命令の申立件数（対象：日本全国の裁判所）は，平成17年4304件，平成22年4286件，平成26年は2824件。減少傾向にある理由は何か。

⑵　意見等

文書提出命令の実効性のほか，事件数そのものの減少，稟議書について最高裁決定が出たことにより無用な申立てが減ったこと，文書提出義務の一般義務化により当事者が自らあるいは裁判所からの促しにより文書を提出する傾向になったと考えられること，文書提出命令の申立てに当たっての代理人の負担が大きいことなどが指摘された。

2　文書の存在の証明責任と相手方の対応

⑴　課題・テーマ

文書の存在の証明責任は申立人にあると一般に解されているが，実際の訴訟において，申立人がその証明に困難を感じる場合はあるか。また，審理における実務上の工夫があるか。

⑵　意見等

■　実際に取り扱った事案として，証券会社の社員による不当勧誘が争われた事案において，業務日誌につき文書提出命令の申立てを行ったところ，相手方から「あるかないかも含めて回答しない」との回答がなされ，当該回答に対して裁判所としても特段アクションを起こさなかったことがある（当該事案において業務日誌は開示されなかったが，結論として請求は認容された）。
■　情報公開法8条に基づくいわゆるグローマー拒否（存否応答拒否）に当たっては，行政文書の存否を答えることにより，どのような不開示情報を開示することになるかをできる限り具体的に答えることとされている。上記事案においても，裁判所は，文書の存否を答えることによりどのような不開示情報を明らかにすることになるかについて，できる限り具体的に答えるよう相手方に釈明すべきであった。

3　文書の存在の証明責任と過去の一定時点における文書の存在

⑴　課題・テーマ

文書の存在の証明責任に関し，過去に文書が存在したことは認定できるものの，後に紛失ないし滅失したとして争われるケースはどのように考えるべきか。

⑵　意見等

■　証明の対象が「文書の存在」という事実の存否である以上，証明責任は申立人が負うと解さざるを得ない。
■　少なくとも法令や自主規制等で作成及び保存が義務付けられている文書については，（たとえ保存期間が過ぎたとしても）所持者側において紛失ないし滅失の事実を明らかにしない限り，依然として文書を持っていると考える（所持の事実について事実上の推定を及ぼす）のが筋である，また，上記義務付けがない文書についても，一定期間会社として管理している文書については，現在も存在するという前提で事実上の推定を働かせるのが筋ではないか。
■　最判平成26年7月14日集民247号63頁（情報公開請求をめぐる事案）における判断枠組みのように，文書提出命令の局面においても，様々な要素を考慮しながら事実上の推定を働かせるというある程度柔軟な構造のルールにならざるを得ない，証明責任を転換する法律は立法技術上非常に難しい。

4　文書特定手続の運用

⑴　**課題・テーマ**

法222条1項は，文書提出命令の申立てに当たり文書の表示又は文書の趣旨を明らかにすることが「著しく」困難であるときは，文書を識別することができる事項（文書識別情報）を明らかにすれば足り，裁判所に対し，文書の所持者にこれらを明らかにすることを求めるよう申し出ることとされている。どのような運用となっているか。

⑵　**意見等**

■　「著しく」の要件は厳格に解釈する必要はなく，申立人が合理的に期待される程度の努力をしても特定することが困難であるという事情を述べれば良い。

■　実際の審理においては文書特定手続がどのように始まってどのように終わったのか良く分からない，このような曖昧な審理は改善される必要がある。

■　「民事訴訟法改正研究会」では，申立人が文書の表示及び文書の趣旨を明らかにすることが困難であることを疎明し，かつ，文書識別情報を明らかにすれば，それだけで申立要件をみたし，文書識別情報により特定した文書の提出命令を発し得る旨の立法提言をしている。

5　文書識別情報と真実擬制

⑴　**課題・テーマ**

文書識別情報に基づき文書提出命令が発令されたにもかかわらず，当事者である所持人がこれに応じなかった場合，「当該文書の記載に関する相手方の主張」につき真実擬制を働かせることができるか（法224条1項）。

⑵　**意見等**

■　どのように真実擬制をするか疑問である。

■　「民事訴訟法改正研究会」の提案においては，文書提出を命じることができる範囲と真実擬制は別の問題として切り分けている。概括的な特定の場合においては，法224条1項の適用は困難であり，同条3項の適用の可否の問題になるであろう。

6　自己利用文書と稟議書

⑴　**課題・テーマ**

最決平成11年11月12日民集53巻8号1787頁は，貸出稟議書につき開示されると「銀行の自由な意思形成が阻害されるおそれがある」として，自己利用文書に当たると判断した。いかに評価するか。

⑵　**意見等**

■　稟議書の記載事項は，事実を記載した部分と評価を記載した部分に分けられるから，これらを区別して判断することが考えられるが，実際には，これらを峻別することは難しいかもしれない。前者が職業上の秘密ないしノウハウに当たることがあるが，日弁連の提言する技術又は営業上の秘密ではカバーしきれない部分があるのではないか。

■　大阪高決平成21年5月15日金法1901号132頁は，判断を記載した部分につき開示を認めなかったが，この事案は，適合性原則への合致という法律が業者に義務付けているところの「判断」が対象となっており，開示されたとしても問題がなかったはずである。

■　実質的な保護法益として保護されるべきかどうかの問題であり，最高裁がいうところの自由な意思形成という利益を，独立の保護法益として保護すべきかは難しい判断である。結論として，上記利益は独立の保護法益として保護する必要まではなく，職業上の秘密の問題として，訴訟における利用の必要性と比較衡量しながら提出義務の有無を判断すればよいのではないか。

7　自己利用文書と綱紀委員会議事録

⑴　**課題・テーマ**

最決平成23年10月11日集民238号35頁は，日弁連の綱紀委員会議事録につき「本件議事録のうち審議の内容である『重要な発言の要旨』に当たる部分は，相手方の綱紀委員会内部における意思形成過程に関する情報が記載されているものであり，その記載内容に照らして，これが開示されると，綱紀委員会における自由な意見の表明に支障を来し，その自由な意思形成が阻害されるおそれがあることは明らかである」などと判示した。いかに評価するか。

⑵　**意見等**

■　綱紀委員会では，本音で立ち入った議論がなされる。議事録が全て開示されるとなると，議論は建前的なものになってしまうことが危惧される。他方，日弁連は稟議書は提出せよと主張しており，各主張の整合性については検討を要する。

■　綱紀委員会における審査は，強制加入団体においてそこに加入している者の資格の存否にかかわる事項を判断するプロセスであり，一企業が業務決定をする際の私的なプロセスに比べると，公的な側面を強くもっている。議事録が開示されることにより率直に発言ができなくなるといえるかは疑問である。

8　自己利用文書と各種調査報告書

⑴　課題・テーマ

企業で事故や不祥事が発生した場合，社内あるいは社外の者に発生原因や将来の対策を検討させることがある。この点につき，例えば，東京高決平成15年7月15日判タ1145号298頁は，大学病院における医療事故経過報告書に対する文書提出命令が争われた事案において，報告書のうち事情聴取部分については自己利用文書に該当すると判断した。いかに評価するか。

⑵　意見等

■　将来の活動への影響という抽象度の高い利益と真実に基づく裁判を受ける権利を比較して，後者を劣後させるという判断は妥当ではない。個別の事案ごとに，具体的な開示不利益性が認められるか否かを検討すべきである。

■　事故調査報告書においては個人の責任を問わないという前提で調査に協力してもらうことがあるが，報告書の作り方の工夫として，関係者の陳述録取部分と認定評価部分に分けて，前者の提出は控えるというようなプラクティスも考えられるのではないか。

■　医療の事故調査については平成27年10月医療法の改正により，いわゆる医療版事故調の制度ができ，少なくとも死亡事案は自己利用文書という概念では括れなくなった。従前より公立病院における事故調査報告書についての除外事由は4号ロの枠組みで議論されてきたが，私立病院を含めて，むしろ4号ハの職業上の秘密の枠組みで議論すべきではないか。

9　インカメラ審理の運用

⑴　課題・テーマ

インカメラ審理の利用は少ないようだが（実数は不明），その原因は。また，審理における実務上の工夫があるか。

パネルディスカッションの様子

⑵　意見等

■　インカメラ審理は裁判所のみが文書をみることができる手続でありブラックボックスであること，三者の信頼関係があってはじめて利用できること，インカメラの申立てをするタイミングを計っている間に審理が終わってしまうことなどが事情として関係しているのではないか。

■　裁判所における審理の工夫として，インカメラ審理の前に，情報公開・個人情報保護審査会設置法9条3項の定めるヴォーン・インデックスの手続を活用してみる（この手続により文書提出義務の要否を判断する）ことも有効ではないか。

■　知的財産訴訟における秘密保持命令のような制度を作り，文書を提出させることも考えられるのではないか，ただし，企業側の反対も考えられるところであり，実際に同制度を民事訴訟一般に拡大するにはハードルは高いであろう。

10　「必要性」をめぐる裁判所と代理人のギャップについて

⑴　課題・テーマ

証拠調べの「必要性」の判断について，裁判所と当事者の間にギャップがあるのではないか。あるとしたら，その理由は。

⑵　意見等

■　代理人と裁判所の争点整理におけるアプローチの仕方の違いに原因があるのではないか。

■　一つの根本的な問題として，文書提出命令が証拠調べの方法の一つとして位置付けられていることがある，アメリカのディスカバリーが決定的な力をもっているのは証拠収集方法として位置付けられ，必要性の要件が緩いからであろう。また，争点整理の過程で，当事者の対応を考慮に入れながら必要性の判断をするという方法を，取り入れることも考えられるのではないか（現在，知的財産訴訟に関し，内閣官房の知的財産戦略本部で議論されている制度設計は参考になる）。

11　インカメラ審理と「必要性」の判断

⑴　課題・テーマ

インカメラ審理で得られた情報は，「必要性」の判断に利用できるか。

⑵ **意見等**

■ 条文上，行為規範として，必要性の判断のためにインカメラ審理をすることは許されない。ただし，インカメラ審理を通して結果として証拠調べの必要がないと判断されたとき，なお取調べが必要か否かにつき，大多数の見解はこれを却下できるとする（反対説として，田原睦夫「文書提出義務の範囲と不提出の効果」（ジュリスト1098号61頁）参照）。

■ 当事者双方の同意をとった上で，インカメラ審理により必要性の判断を行うと宣言して審理を進める考え方について，必要性がないことを確認するためにインカメラ審理を用いることは妥当ではない，他方，一般的には必要性がなさそうではあるが，必要性を認める方向でインカメラ審理を使うことは考えられるのではないか。

12　文書提出命令の審理のあり方をめぐる問題

⑴ **課題・テーマ**

文書提出命令に係る決定に対し，当事者が抗告すると事件記録が上級審に移るため審理がストップするという実務上の課題がある。事件記録の写しを取って，可能な範囲で審理を進めるとの工夫は考えられないか。

⑵ **意見等**

■ 望ましい運用として考えられる。

■ 写しの作成の負担や，文書提出命令に係る判断が確定しないまま審理を続けることに反対する当事者もいると考えられることを踏まえると現実的な提案とはいえない。即時抗告事件の高裁の平均的な審理期間は概ね２か月であり一般的に審理が遅いとの批判は当たらないのではないか。

両性の平等委員会 公開学習会「伝えたい！セクシュアル・マイノリティのこと～学校での実践と挑戦～」

両性の平等に関する委員会委員　仲村　諒（63期）

当委員会で取り組んでいるセクシュアル・マイノリティ（性的少数者）の人権擁護活動の一環として，昨年に引き続き学校でのセクシュアリティ教育の在り方をテーマとした公開学習会を，2016年２月23日，弁護士会館502会議室にて開催した。2015年は，渋谷区や世田谷区が同性パートナーシップを承認する手続を整備したニュースが大きく取り上げられたことからセクシュアル・マイノリティの人権は世間の注目を集めており，また，セクシュアル・マイノリティの生徒への対応が求められる学校関係者にとっては特に関心が高いトピックであったことから，学校関係者，当事者，他会弁護士，大学生，報道関係者等含め，昨年を超える総勢61名が参加した。

学習会では，ジェンダー・セクシュアリティ教育を専門とする埼玉大学基盤教育研究センターの渡辺大輔准教授によるワークショップ及び講義が行われ，最後に，参加者による意見交換会が行われた。ワークショップでは，男女の異性愛に限らない性の多様性について生徒が学び考えるための中高で実践が容易なグループワーク等が紹介され，講義では現在の教科書の問題点，授業方法のみならず学校生活全般に関して必要な配慮等が熱く語られた。その後の意見交換会では，セクシュアリティ教育の重要性を認識しながら実践が困難な学校現場をいかに変えていくか等，参加者から様々な意見が出され非常に充実した企画となった。当委員会として，セクシュアリティ教育の分野には，今後も精力的に取り組んでいきたい。

渡辺大輔准教授

第38回 東京弁護士会市民会議 2016年2月12日開催

議題 法教育について

2015年度3回目となる第38回市民会議は，「法教育について」というテーマで行われた。

当会法教育センター運営委員会の中嶋靖史委員及び当会理事者から，⑴法教育とは何か，⑵法教育センターの歴史，⑶法教育センターによる法教育授業の内容について，⑷その他の委員会による法教育プログラムの概要，⑸法教育サミットの取り組み，⑹今後の課題などについて説明があり，その後，意見交換が行われた。

本稿では，その際に委員から出された意見を紹介する。

1. 法教育への取り組みについて

磯谷：企業の経営の立場からしても，法教育が必要であることは論を俟たないと思っている。

ひとたび不祥事が起これば，企業は信用が失墜する。企業サイドでも内部統制の1つとしてコンプライアンスの徹底というところは力を入れてやっている。ただ，そういった企業の中でのコンプライアンス云々というところよりも問題になってくるのは，従業員一人一人がどういった法律の意識を持っているかというところであり，小学校，中学校，高校，大学のときに培われてきたものがかなり影響していると思われる。

企業の中でもいじめ，ハラスメントの話というのは重い問題として出てきている。いじめの問題を，基本的人権，個の尊重という憲法の問題で考える話とか，働く前に労働法のルールを学ぶとか，グローバル化が進んでいるところ外国人への対応とか，小さいうちから法教育をしっかりしていくということは企業にもすごく役立ってくる。

津山：法教育は何も公民など社会科教育とか，ルールを守りましょうという教育の中だけの話ではなく，学級内の問題が起きたときにどのように解決しようかというところから始まるのだろうと思う。大事なのは教員の意識の問題で，日ごろの指導の中で教員がそういう意識を持たないと子どもも身につかない。

教員に対する研修が重要になってくるが，教員養成大学で弁護士が出向いて法教育の講義を行うことも考えてよいのではないか。

2. 法教育における弁護士・弁護士会の役割について

長友：東弁の用意している法教育プログラムは有用だと思う。

ただ，弁護士の数は有限であるし，活動に動員できる人も限られているとすれば，法教育の考え方が広まるのはいいことではあるけど，すべてには対応できなくなる。そうすると弁護士に特化して協力してもらう，また，考えてもらうべきなのはどの局面かということをもっと突き詰めるべきではないか。分野によっては，警察，税務署，あるいは消費生活センターの方に来ていただいて，十分な講義，説明を受けることができる部分もあると考えられる。

岡田：模擬裁判など，裁判手続に関することは裁判所にも担ってもらわなければならないと思うし，手続に関しては司法書士も地方では結構頑張っている。しかし，いじめ予防授業というのは弁護士でなければできないことではないかと思う。

磯谷：いじめの問題を，純粋な法律的なアプローチでいけないことだということを教えられるという点では，弁護士，弁護士会の力は大きい。そうした法律の専門家にやっていただくのが効果的である部分については，そこに注力していただくというのがよいのではないか。

後藤：何でもかんでも弁護士が法教育をやるというよりは，弁護士会がきちんとしたカリキュラム，例えば，東京弁護士会認定法教育プログラムなどを作って，修了証を出して，誰でも法教育ができるというような

市民会議委員（6人）
＊敬称略
＊2016年2月12日現在

磯谷　隆也（損害保険ジャパン日本興亜株式会社代表取締役副社長執行役員）
江川　紹子（ジャーナリスト）
岡田 ヒロミ（消費生活専門相談員）
後藤　弘子（千葉大学法科大学院教授）
津山　昭英（朝日新聞社顧問）
長友　貴樹（調布市長）

方向性に行くのが正しい在り方だと思う。弁護士が，学校に1回だけ出向いていじめの話をしても効果は限られている。講師を養成するプログラムの開発とかその認定システムを作るとか，そちらの方向にシフトした方がよいのではないか。

私は，皆さんと違っていじめ予防授業は本当に弁護士会がやるべきなのかについて，若干疑問を持っている。いじめというものをどのように捉えるのかということについて，弁護士が先験的にきちんとした知識を持っているかというとそうでもない気はする。いじめ対策のプログラムというのはいろいろなところで開発されていて，NPOなどでも行っている。弁護士会でやっている授業の売りはどこなのかということをもう少し明確にして，他との差異化を図る必要がある。

江川：確かに，弁護士が1回学校に行って問題が全部解決するものではない。ただ，いじめに限らず，労働でもほかのことでも，人権の問題と，ルールの問題という，この2つをちゃんと説明できること，どんな課題であっても，流れているのはこの2つなんだということが言えるというところが弁護士の強みかと思う。

いじめの問題では，私がメンバーとなっているNPOでも，主に弁護士さんが中心となって学校に行って授業をしている。ただ，それは弁護士じゃなきゃできないのかというと，そうでもないかもしれない。

例えば，自治体のトップの方が理解を示してくださるところで，全校で授業をやって，これぐらいの費用が掛かるのが分かって，こういう効果があることが分かりましたという，そうしたモデルを1つ確立して，それを広げていくという，そういうやり方を考えてもよいのかなとも感じた。

後藤：少なくともいじめについて語るときには，人権について，これについては必ず語らなければならないというモデルを提示するだけでも違うと思う。例えば，学校の先生がどこかで困っていて，いじめについてちゃんと勉強したいというときに，とにかくこの本を読めばある程度分かるし，教えるというときも，例えば，ワークブックを使えばちゃんと教えられる。そこまで責任は持てないにしても，この本に書いてあることを教えなければ，それはいじめ予防の授業とはいえないというモデル本のようなものを提示して，それをインターネットでダウンロードできるようにするというような方向性も，弁護士会がやるべき重要なことではないだろうか。

弁護士が直接かかわらずワークブックだけを提供するという方法だと，使う人に誤って意図が伝わると，場合によってはそれを聞いた生徒の自殺に結び付いてしまうのではないかという懸念があるということだが，特別な人しか使えないという汎用性のないものではなく，少なくともいじめというものについてこれだけは分かってほしいという，その基本の部分だけで，誰が使っても，どんなレベルの人が使っても傷つけないようなものは作れると思う。

長友：法務省が，法教育推進協議会を通して行ったアンケートでは，中学校では，半数の学校が専門家と接触して大変有益であったという答えがあったが，逆に言えば残りの半数の学校は専門家と接触していない。

確かに，1回の法教育授業で，公害環境問題で温暖化が一気に改善したりとか，いじめが解決するというものではないが，そういうことは学校側から見て，ほかのものも取り入れて問題の解決につなげていけばいいという話であり，弁護士会の法教育活動には，今後も期待したい。

3. 法教育サミット，他会との連携等について

江川：いじめ対策のみを行っているNPOではなくて，弁護士会が法教育をやっていることの強みというのは，自分の専門以外のことをやっている人とのつながりが

できるということではないか。いじめの問題でいうと，子どもにとってはいじめの問題だけれども，実は教師の労働問題であったり，学校によってはいじめの問題と多文化共生の問題が密接にかかわっていたりする。そういうときに，自分たちのところでは，例えば，教師のための労働に関する出前授業もできますとか，あるいは，憲法の問題とか，多文化共生についての授業もできますということができる。だから，いじめの問題で学校に行ったけれども，ほかの問題を発見したというときのために，法教育サミットでの横の連携を作る取り組みは重要だと思われる。

また，法教育サミットに，東弁だけではなくて，一弁，二弁にも参加してもらって，一緒に組織として連携，協力するとか，最低限ここのところは共通でやろうというような動きがあってもよいと思う。

4. 法教育の今後の課題について

後藤：東弁の多くの法教育活動はプロボノでやっているとのことだが，例えば，地方公共団体が運営している小中学校に，お金を受け取らないで出張授業に出かけるというスキーム自体が果たしてよいのか。区内の全校でやってほしいという要請もきているとのことで，そのような枠組みをそろそろ見直すべきではないか。

岡田：消費者教育に関しては，消費者庁から消費者啓発のための費用が出ている。それだけでは十分ではないので，東京都も費用を出していて，さらに，相談員の団体からも費用を出すということでやっている。消費者教育に関してはこのように予算化しているので，イベントなどで弁護士が来て講演された場合にも講演料が出ている。

いじめ対策というのは，一番大きな問題で国として何らかの予算化をしなければならないのではないかと思っている。消費者問題に関しても，少しずつ進んで現在に至っている。法教育についても，行政に対する働き掛けが必要ではないか。

長友：地方公共団体の教育委員会の中には，事務局的な教育部という組織があって，市長部局とは一応独立はしているけれども，予算編成は一体になってやっている。法教育を事業化するのであれば，まずは学校から上げていただいてもいいし，教育委員会が独自で必要性を論じてもいいし，教育部を通して市全体の予算の中の枠組みで新規事業として上げてくれば，議会が反対するというようなものではなく，予算は十分取れると思う。

もっと簡単に言えば，地方公共団体には予備費という何にでも使えるものもあるので，予算で明確化されていなくても，年度途中でも法教育に費用を出せないということはない。

津山：法教育は学習指導要領の中に組み込まれているというが，東弁の法教育プログラムを見ても，どんな位置付けでこれがカリキュラムに入るのかがよく分からない。試行錯誤の段階だということだが，どういう形でカリキュラムに入れるかということが今後の法教育の方向を決めるのに非常に重要だと思う。日弁連の役割かもしれないが，文科省との協議の機会を持ってもよいのではないか。

長友：今年度から教育委員会の体制がある意味では大きく変わって，首長が関与することになった。何に関与するかというと，それまでの議論を整理した上で，自治体ごとの教育大綱を定め，首長がその責任を負うということになっている。

ほとんどの自治体においては，方針が180度変わるようなことを定めるということはないが，1回立ち止まって項目ごとに整理して，これからどうしていこうか検討するという作業が続く。だから，この1年ぐらいは，法教育について自治体と話をするには大変適当な時期であると思う。

今，憲法問題を語る―憲法問題対策センター活動報告―

第56回　3月1日実施の都内4か所における街頭宣伝活動の報告

憲法問題対策センター委員長代行　伊井 和彦（37期）

2015年9月に成立した安全保障関連法については，東弁は法案審議の頃から「立憲主義に反し，憲法9条に反する」として一貫して反対し，法律成立後も日弁連や一弁・二弁とも協力して，法律廃止を求める運動を行ってきた。

その一環として，2016年3月1日，東弁主催（日弁連・関弁連・一弁・二弁共催）で街頭での宣伝活動を行ったが，今回はいつもの有楽町駅前だけでなく，都内4か所で同時に街宣を行う新しい試みを行ったので，その様子をレポートしたい。今後も，定期的にこの複数場所での同時街宣は行っていく予定である。

秋葉原

副委員長　小川 貴裕（63期）

JR秋葉原駅中央口北（ヨドバシAkiba前バスロータリー）にて，弁護士3名と職員1名の計4名で，東弁の幟と新安保法制反対の声を上げ，使い捨てカイロと共にパンフレットを配布した。寒の戻りの中，足早に乗換口へ急ぐ社会人が多かったが，買い物に訪れた若者には興味を持ってパンフレットを受け取る割合が多く，有楽町とは異なる手応えがあった。秋葉原は，新安保法制の影響を最も受ける若者が集まる場所であり，実施時間帯や配布物を工夫するなどして，今後も活動を継続すべきと感じた。

池 袋

副委員長　西田 美樹（54期）

池袋では，東武百貨店前で街頭宣伝行動を行った。参加者は，東京パブリック法律事務所の応援も得て，弁護士6名，職員1名。「安保法制は憲法違反です」「違憲の安保法制を廃止しましょう」など，思い思いの声をかけながら，チラシやカイロを配布した。通行人がほぼスーツ族という有楽町駅前とは異なり，様々な服装，学生，親子連れなど，いろいろな立場の人に訴えかけることができた。池袋は埼玉方面への玄関口でもあり，安保法制廃止に向けた活動を，もっと池袋でも継続していきたい。

北千住

事務局長　菅　芳郎（45期）

北千住駅前では，憲法センターから3名，北千住パブリック法律事務所から所長以下2名，北千住事務所からも2名の応援を得て，寒風吹きすさぶ中，かじかむ手をものともせず，チラシや使い捨てカイロを配布した。使い捨てカイロはすぐに配り終えたが，チラシは風にあおられたり，コートのポケットから手を出してもらえなかったりで，あまりうまく配布できなかった。やや若い年齢層の通行人が多い中で，比較的理解されている印象を受けた。

有楽町

委員長代行　伊井 和彦（37期）

有楽町駅前は，一弁・二弁・日弁連それに関弁連の協力を得て，この日も総勢30人以上が参加した。壇上は盛り上がったが，あまりに寒く，使い捨てカイロはすぐになくなったものの，チラシを通行人に受け取ってもらうのは一苦労であった。途中，集団的自衛権賛成と称する男性が大声で絡み出し，「お前らどうせ共産党だろう」と罵声を浴びせてきたが，「自民党だろうが共産党だろうが政治権力を信用しない，それが立憲主義なんだよ」と言い返すと，ちょっと驚き，苦笑いしながら帰って行った。

近時の労働判例 ～労働法制特別委員会若手会員から～

第40回 東京地裁平成27年5月28日判決

（日本ヒューレット･パッカード事件／労働経済判例速報2254号3頁）

労働法制特別委員会委員　安藤 啓一郎（63期）

1　事案の概要

本事件は，精神的な不調により欠勤を続けている労働者（以下「原告」という）に対して休職等の処分の検討等をすることなく行われた会社（以下「被告」という）の諭旨退職処分（以下「本件諭旨退職処分」という）を無効とした最高裁平成24年4月27日判決（日本ヒューレット・パッカード事件／労働判例1055号5頁，以下「前訴最高裁判決」という）後に，原告は，被告から，平成25年1月11日付けで休職命令を受け（以下「本件休職命令」という），休職期間満了による退職通知を受けたことから，再度被告に対して地位確認等の訴訟提起を行い，これらの処分の効力を争った事件である。

2　主な争点

①本件休職命令の有効性
②休職期間満了日までの復職の可能性

3　裁判所の判断

本件休職命令を有効とし，休職期間満了日までの復職の可能性を否定し，休職期間の満了により労働契約は終了したとして原告の請求をいずれも棄却。

(1)　本件休職命令の有効性

本件休職命令が出された当時の原告の精神的不調の存在を認定し，原告の就労の現実的可能性があるような職場は被告にはなかったと認定した上で，「健康診断の結果，または客観的な状況から社員の業務外の傷病等の理由により休職が必要であると認められ，会社が休職を命じたとき」という被告の就業規則が定める休職命令の要件を満たす有効なものと判断。

ア　原告の精神的な不調の存在の認定

次の事実から，本件休職命令が出された当時において，原告には妄想性障害の合理的な疑いがあり精神的な不調が存在した，と認定。

①平成20年5月に原告が上司に提出した嫌がらせ被害の申告書面は不可解なものであり，被告が調査したところ，その存在は確認できなかったこと。
②原告は被告の調査結果に納得せず，出勤を拒否し，欠勤を重ねたこと。
③前訴最高裁判決は，このような原告の言動が被害妄想など何らかの精神的不調によるものという原審の事実認定を前提にしていること。
④前訴最高裁判決後も，ブログにおいて嫌がらせが実在することを繰り返し主張する一方，団体交渉においても，加害者であると原告が主張する被告従業員に対する処分や，当時調査に当たった人事担当者をクビにするよう求めていたこと。
⑤被告の産業医（以下「F医師」という）が，原告との面談のほか，これらの原告の言動を踏まえ，原告には，過去から現在に至るまで一貫して同一の「妄想性障害」が発現していると判断していること。

なお，平成24年5月に原告を診断したD医師が，「検査の結果，原告には，何らかの精神疾患のサインや病的な人格的偏りも現時点では認められない」と診断し，精神科的治療が必要な症状はなかった旨証言していることについては，「本来，妄想性障害の有無を判断するに当たり，重要な本人の周囲の人間からの事情聴取を一切行わず，また，過去における妄想の存否については，確認することなく，診察時の検査及び比較的短時間の問診の結果による限りでは異常所見は認めなかったものであって，

その判断の前提となる事実が限られていた上，その判断内容もこのような限られた事実を前提とする限りでは診察時点で異常を発見することができなかったとしたものにすぎないから，原告の精神的疾患の存否についての所見としては不十分なものと言わざるを得ない」として，F医師の所見を覆すに足りるものではないとした。

イ　就労可能な職場の不存在

「精神的な不調の存在により原告が従前の職場において労務の提供を十分にすることができない状況にあると認められる場合であっても，本件労働契約において職種や業務内容が特定されていたことを認めるに足りる証拠はないから，原告の能力，経験，地位，被告の企業規模，被告における労働者の配置・異動の実情及び難易等に照らして原告が配置される現実的可能性があると認められる他の業務について労務の提供をすることができるときは，なお，債務の本旨に従った履行の提供があったものと認められる余地がある（最高裁判所平成7年(オ)第1230号平成10年4月9日第一小法廷判決・判例タイムズ972号122頁)」とした上で，次の事情から，本件休職命令が出された当時において，原告について就労の現実的可能性があるような職場は被告の社内にはなかった，と認定。

①F医師は，Xが労働可能であるとする一方，会社における標準的な作業環境は，オフィス内で作業し，業務上必要があれば，社員の誰とでもコミュニケーションをとらなければならない環境であるところ，原告が過去に他の社員から受けた嫌がらせの問題が未解決であるとの意見を有していることを踏まえると，被告における標準的な作業環境で原告が就労することには障害があると考えられる旨の意見を述べていること。

②仮に，対人接触を最小限にするため在宅勤務の制度を例外的に適用したとしても，社内外との調整や，他の社員との共同作業が必要になることには変わりはなく，原告と業務上接触し，原告から加害者として認識される可能性のある他の社員の精神的健康にも配慮する必要があること。

(2)　休職期間満了日までの復職の可能性

一般に，妄想性障害は，抗精神病薬を中心とする薬物治療により治療可能とされているが，原告が，本件休職命令後，休職期間が満了するまでの間，精神科医による適切な治療を受けていたことを認めるに足りる証拠がないことを考慮すると，原告が本件論旨退職処分を受けた後の平成21年7月から平成22年6月までの約1年間，他社において稼働していた事実や，原告本人尋問の結果を考慮しても，本件休職命令の原因となった原告の妄想性障害がなくなったことが確認され，原告が復職可能な状態になったことを認めるに足りない，と認定。

4　コメント

意見の対立する診断書の評価方法，片山組事件最高裁判決（最判平10.4.9）を引用して休職命令当時における原告の就労の現実的可能性がある職場の有無を検討し，その際には，在宅勤務制度の例外的適用に言及し，他の社員の精神的健康への配慮に言及している点等，使用者側においては，精神的不調が疑われる社員に対する休職命令を検討する際に，労働者側においては，精神的不調を理由に休職を命じられた場合の対応を検討する際に，それぞれ参考となる判断と思われる。なお，本判決は，控訴審でも結論が維持されたとのことである。

東弁往来

第45回

北九州・阿蘇地域 公設視察レポート

・法テラス北九州法律事務所
・阿蘇ひまわり基金法律事務所

弁護士法人多摩パブリック法律事務所
会員　村橋　悠（68期）

1. はじめに

2016年3月5日，公設事務所運営特別委員会を中心とする総勢18名が北九州・阿蘇地域の視察及び現地の弁護士との交流会を行いました。本稿では，その様子をご紹介させていただきます。

2. 法テラス北九州法律事務所

早朝の飛行機で羽田空港を発ち，約1時間30分で北九州空港に到着。さらにバスで約40分。JR小倉駅のすぐ近く，飲食店が立ち並ぶ国道199号線沿いの道には，ひっきりなしにバスや車が行き交います。そんな賑やかな繁華街にあるビルの6階に，法テラス北九州法律事務所があります。

出迎えてくださったのは，豊田秀一弁護士，都築昌義弁護士，有本周平弁護士と2人の事務員の方でした。事務所に入ると青い自転車がすぐ目に入ります。そして，入口正面に相談室，右手に事務スペース，その奥にパーテーションで仕切られた3つの弁護士ブースがあります。事務所の外の同じフロアにも相談室がありました。

事務所を見学させていただいた後，ビルの4階にある会議室に移動して，交流会を開きました。地元弁護士会からは，豊田弁護士，都築弁護士，さらに法テラス北九州の副支部長でいらっしゃる畑中潤弁護士，髙橋直人弁護士が参加してくださいました。

法テラス北九州法律事務所の弁護士が特に力を入れているのは，高齢者・障害者対応です。そもそも，福岡県弁護士会の北九州部会は，法テラスができる以前から独自に北九州市と連携し，高齢者障害者委員会に市の職員を参加させたり，市と共同して「高齢者障害者あんしん相談制度」という出張相談制度を設けたりしてきました。法テラスのスタッフ弁護士も，こうした枠組みを利用して，ケース会議や職員の勉強会に参加したり，出張相談を行ったりすることで，司法ソーシャルワークを実践しています。

さらに，法テラス北九州では，苅田町の社協と事例検討会を行っており，ゆくゆくは北九州市のような弁護士会と行政の連携を目指しているとのことでした。

こうした法テラスの活動は，地元弁護士会からも大変好意的に受け止められているようでした。北九州では，弁護士会が独自に進めてきた行政との連携の枠組みに，法テラスのスタッフ弁護士がうまく溶け込んで，より連携を強化しています。まさに，弁護士会・行政・法テラスが協働し，地域の司法サービスを向上させていると感じました。

3. 阿蘇ひまわり基金法律事務所

約1時間の交流会はあっという間に終わり，次は阿蘇ひまわり基金法律事務所に向かいました。法テラス北九州からバスで4時間弱，阿蘇の外輪山に囲まれた県道11号線沿いに，阿蘇ひまわり基金法律事

務所があります。外付けの階段を上がって2階建の建物の2階に上がると，阿蘇の静かな町並みと山々を一望できます。入口のドアを開けると，所長の森あい弁護士が出迎えてくださいました。

事務所は小さく，相談室は一つです。森弁護士の就任当初の悩みは，事務局スペースと相談室の距離が近いので，事務所の電話の声が相談室に聞こえてしまうおそれがあることでした。相談室の壁を工事した結果，この問題は改善されたそうです。

事務所見学の後，歩いて5分ほどのところにある熊本地裁阿蘇支部の庁舎も見学しました。新しい建物で，外装も凝っていました。森弁護士のお知り合いの方いわく，他の裁判所と比べてもかなりレベルが高いそうです。

その後，阿蘇市就業改善センターのホールをお借りして交流会を開きました。参加していただいたのは，森弁護士のほか，阿蘇市に隣接する高森町にある法テラス高森法律事務所の山本弘喜弁護士，そして，法テラス熊本法律事務所の藤田洋介弁護士，森田了導弁護士，益子覚弁護士，長本祐佳弁護士でした。

時間の都合上，森弁護士と山本弁護士の報告が中心となりました。熊本地裁阿蘇支部管内の人口は6万1000人ですが，管内の弁護士は，現在，森弁護士と山本弁護士の2名だけです。両弁護士の報告で共通していたのは，地方特有の状況でした。

法テラス北九州との交流会

まず，低所得世帯が多い一方で，生活保護受給世帯が少ないとのことでした。その背景に，生活に不可欠な車や農地を手放すことができず，申請が難しいという事情に加え，生活保護は恥ずかしいという住民の意識があるようでした。民生委員が自分の地域の生活保護受給世帯の少なさを誇るなど，権利意識の違いを感じました。

また，依頼者の親族が相談に訪れることが多いとのことでした。とりわけ離婚問題では，家同士の話し合いで解決しようとする傾向がまだあるようです。法律問題を個人の問題ではなく一家の問題として捉える家主義的な文化を感じざるを得ませんでした。

他方，阿蘇地域でも行政からの紹介案件が一定数あり，派遣された弁護士と地元行政との連携ができているとのことでした。熊本県弁護士会も，こうした弁護士の活動に好意的なようでした。北九州同様，熊本でも，公設系弁護士と地元弁護士会・行政との連携がうまくとれているという印象を受けました。

4. おわりに

法テラス法律事務所やひまわり基金法律事務所の公設系弁護士は，初めての地域に派遣され，戸惑うことも多いかと思います。しかし，今回お会いした弁護士の方々は，環境の違いに臆することなく，地元弁護士会や行政と積極的に連携し，地域司法の中心として活躍されていました。今回，地域のために熱心に活動される弁護士の方々から現地で直接お話を伺うことができたことは，私にとって本当に貴重な経験でした。私も，公設事務所の弁護士として，各地で尽力されている弁護士の方々に負けないように，今後とも日々精進して参りたいと思います。

本稿の入稿後に熊本地震の報に接しました。この度の震災で亡くなられた方々に謹んで哀悼の意を表するとともに，被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。
（編集会議一同）

わたしの修習時代

紀尾井町：1948－70 | 湯島：1971－93 | 和光：1994－

27期(1973/昭和48年)

ゆとりと夢あふれる修習時代

会員　山田 裕祥（27 期）

私の修習時代は，今から43年前の昭和48年4月から50年3月までの2年間である。司法試験受験生は約2万人で合格者は490人程度，4%強の狭き門であった。

「よくぞ受かってきた。これからはのんびり楽しく給料をもらいながら勉強すればいいよ」という雰囲気だった。前期後期の研修所での修習も旅行や社会見学が多く，教官と修習生の懇親に重点がおかれていた。刑裁の早川義郎教官や民裁の小川昭二郎教官とは長いおつきあいになっている。実務修習は金沢に8名が配属され大変大切にされた。当時の指導裁判官や弁護士とは修習終了後も長くおつきあいさせて頂いている。当時の刑事部の河合長志裁判官は90歳になられるがお元気で先日も電話で楽しくお話しさせて頂いた。弁護修習当時は，週に何度も香林坊に飲みに繰り出し，今は観光スポットになっている「東の茶屋街」で，本物の芸（平家笛など）が出来る芸者さんを呼んで飲むという粋な遊びにも何度も連れて行って頂いた。落第はなきに等しく，濃い人間関係を築くことが出来た。「少しでも人のためになる仕事をしよう」とみな夢を抱いていた。ゆとりの中で夢は育まれたと思う。

今のように，給与も支給されず，大学，法科大学院，修習時代までの貸与奨学金の債務が莫大になり，ゆとりもなく膨大な知識が詰め込まれる制度はとても想像が出来ない。

「少年よ大志を抱け」。明治9年，世界からみれば後進国であった日本の明治政府は，クラーク博士を高給をもって招聘し，高度な教育を依頼し未来の日本を背負う若者の教育に国力を注いだ。

今の日本は世界有数の先進国であるが，国が教育に注ぐ情熱は冷ややかである。若者が大志を抱くよう育てる風潮はない。逆に，国は，貸付奨学金の借金地獄で若者の未来を押しつぶそうとしている。そのような国の未来が希望に満ちたものであろうはずがない。

司法は国民の最後のよりどころでありその役割は重要である。裁判が形骸化し，商売の道具に陥れば，ローマ文明がそうであったようにその文明は滅びるだろう。高度な文明国であればあるほど，訴訟や法の支配を司る法曹は，ゆとりと崇高な精神の持ち主によって担われなければならない。

年間2千人弱に過ぎない法曹の金の卵たちに，国として給料も支給せず借金地獄にして，崇高な精神の法曹が生まれるはずがない。

われわれの修習時代は，よい指導者に恵まれた。知識を詰め込むより，大人物になれ，優秀な人物というものは，趣味や遊びでも何事につけ，集中し，極めようと努力するものだと教えられた。指導者にゆとりがあり，若者に大いなる期待をかけてくれた。

私は，司法修習を昔の人数や制度に戻せと言うつもりはない。しかし今のままでは日本の司法の未来は心許ない。

「少年よ大志を抱け」という法曹教育を心より望むものである。

67 期リレーエッセイ

神田の街に勤めて

会員　本多 愛子

1　神田とのご縁

私が社内弁護士として勤めている会社は「神田錦町」にある。最寄り駅は神保町で，古本の街，カレーの街として有名だ。

ご存知の方も多いと思うが，「神田○○町」と「神田」を冠称する町名は千代田区に多くみられる。この原稿を書くにあたり調べてみたところ26の町名があり，神田区と麹町区が合併して千代田区が発足した際に，神田区内の町名にすべて「神田」を付けたことに由来するそうである。郵便物の配達などの便を図るために住所の簡素化が進み，「神田」の名前を取りやめた地域もあるのだが，地元の住民は「神田」の名称に愛着が深く，千代田区内の猿楽町と三崎町では，町名の冒頭から一度は消えた「神田」の名前を復活させようと働きかけ，2014年に同町らの「神田」の地名を復活させることが千代田区議会で可決された。

それほどまでに愛されている「神田」の地名に私も深い縁を感じている。法科大学院入学前に住んでいた場所は「神田和泉町」，司法修習前に派遣社員として勤めていた法人の所在地は「神田駿河台」，司法修習の弁護修習は「神田小川町」にある事務所にお世話になった。今の会社に就職しようと思ったきっかけも，住所が「神田」（当時は「神田鍛冶町」にあった）だったことがあったかもしれない。

2　仕事や弁護士とのご縁

私が所属するのは日本ピグメント株式会社である。「ピグメント」とは顔料の意味で，創業時は化粧品の顔料を取り扱っていたが，現在はプラスチック用などの各種着色剤の販売やカラーコンパウンド（精練）を行っている。社内に弁護士は私1人なので，契約書のチェックや法律相談のほかに，コンプライアンス研修の資料作成や講師，株主総会や機構改革の対応など，ありがたいことにいろいろなお仕事を担当させていただいている。

これまでで印象深かった仕事は，昨年6月に適用されたコーポレートガバナンス・コード（東証上場会社の企業統治の指針，以下「コード」という）対応だ。コードに対してコンプライ（遵守）するかエクスプレイン（説明）するかを決めるのだが，日本の企業にとって新しい概念も多数あり，まずはコードをどう解釈するかというところから議論が始まった。顧問弁護士に相談したり文献をあたったりしながら，半年以上かけて社内の議論を重ね，社外に公表できたときは感慨深かった。

弁護士1年目でわからないこともたくさんあるが，知らないことは率直に認め，上司や顧問弁護士などに相談をして，依頼者である社内の人にわかりやすく伝えることを心がけている。また，他の弁護士とお話しすることでひらめきを得られることもあるので，できる限り勉強会・委員会などに参加している。クラス別研修では，担任の吉岡剛弁護士，副担任の中村博弁護士にご指導いただき，研修後の飲み会でお話を聞かせていただいたことも貴重な財産となっている。

時として弁護士であることにプレッシャーを感じることもあるが，司法修習中に，とある裁判官が「世間の法曹に対する期待は大きいが，それに無理に応えようとするのではなく，自分ができることを精いっぱいやることが大切だ」とおっしゃっていたことが心に響いた。私も神田の街から，何事も前向きに取り組み，自分のできることを精いっぱいやっていきたいと思っている。

お薦めの一冊

『69 sixty nine』

村上龍 著　集英社文庫　550円（本体）

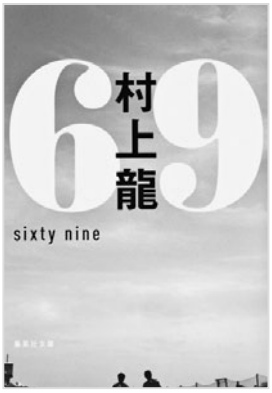

あの頃の仲間達に…

会員　早乙女 朋宏（67期）

1　青春小説の金字塔

当たり障りのない表現をするならば，本書は楽しい小説である。1969年の長崎県佐世保市を舞台に，学校のバリケード封鎖，フェスティバルの開催など作者自身の実体験を基にした自伝的な青春小説である。

作者自身，「これは楽しい小説である。こんなに楽しい小説を書くことはこの先もうないだろうと思いながら書いた」と述べているように，その楽しさは他に類を見ない。

全編通して男子高校生の馬鹿馬鹿しくコミカルな思考や言動が描かれており，この場で引用させてもらえないのが残念でしょうがない。

そこで，以下では，やむなく，本書の「あらすじ」なるものを当たり障り無く説明することにする。

2　あらすじ

ベトナム戦争と学生運動に揺れる1969年，佐世保に住む高校三年生の矢崎剣介（ケン）は，同級生のマドンナ，“レディ・ジェーン”こと松井和子の気を惹くため，友人のアダマこと山田正らと共に，高校をバリケード封鎖しようと奔走する。

バリケード封鎖は成功し，ケンは仲間と達成感を味わうが，結局警察に犯行を突き止められ，停学処分となる。

しかし，その結果，松井和子と接近することに成功した。

停学が明けたケンたちは，今度はフェスティバルの開催に向けて準備をすすめる。

途中，“クラウディア・カルディナーレ”こと長山ミエを誘ったことによって，工業高校の番長に因縁を付けられるも，友人の助けで窮地を脱し，フェスティバルは大成功を収める。

その後，ケンは松井和子とより親密な関係になるが，本格的な交際にまで発展することなく，翌年の2月に，彼女の一方的な心変わりによって，二人の関係は幕を閉じる。

3　本書の意味付け

残念なことに，本書の舞台となった1969年は，僕はまだこの世に生を受けておらず，作中に出てくる当時の音楽や映画などの固有名詞は，全くピンとこない。同様に，バリケード封鎖やフェスティバルなんかも想像すらできない。

ただ，いつの時代も馬鹿馬鹿しくコミカルな思考や言動は変わらないということを，少なくとも僕自身が過ごしてきた少年・青年時代も，そんな感じだったということを思い出させてくれる。

僕にとっては，そんな大事な小説となっている。

4　おわりに

本稿の執筆には手を焼いた。本書の楽しさをうまく説明するには，どうも下品らしいからだ。当たり障りのない紹介になるならば，本書を選択するべきではなかったのかもしれない。

ただ，弁護士という肩書きを持った以上，安易に「表現の自由」を捨てて，他に逃げるのも良くないと思い，本書を紹介することに決めた。

人は生きた環境によって感じ方が違うのだろうが，何も知らずに下品だと断じるのは，どこかで自分たちを高貴な存在だと思っているからではないだろうか。

作者の真意は分からないが，僕は，主人公のケンやアダマのように，これからも思いっ切り下品に楽しく人生を過ごそうと思う。その生き方が子どもっぽいと笑われようと，僕はその闘いをやめない。

近時通勤電車雑感

―直通運転はこんなに広がっている―

会員　木村 健太郎（62 期）

当欄の執筆を仰せつかり，ネタは自分の一番の趣味というべき鉄道にすぐ決まった。私は「乗り鉄」を自称するものの，小さい息子（2歳）を抱えた共働き世帯であるため，最近は皆様に堂々と披露するようなエピソードがない。そこで，ライトな鉄道ファンでも解説できる，近時の首都圏の通勤列車にまつわるトピックを紹介させていただく。

私は20年以上前にJR東海道線と東急東横線を横浜駅で乗り継ぐ電車通学を始めた。現在も，ルートこそ違えども東横線と東海道線を横浜駅で乗り継いで通勤している。当時は，横浜駅でみる東海道線の上りは「東京行き」だけ，東横線も上りは「渋谷行き」しか存在しなかったのに対し，いまや私が乗る列車の行先は大きな変貌を遂げている。

東海道線を走る上り列車は「熱海発高崎行き」「小田原発宇都宮行き」等々，場合によっては二百キロを超えるロングラン列車となった。2001年に，都心から横浜を通り湘南に向かう東海道線・横須賀線と，埼玉方面に向かう高崎線・宇都宮線（東北線）を渋谷・新宿・池袋経由で結ぶ「湘南新宿ライン」の運行が始まり，昨年（2015年）には東海道線の東京発着列車と，高崎線・宇都宮線・常磐線の上野発着列車を直通させる「上野東京ライン」の運行が始まったからだ。一方，東横線上り電車も「飯能行き」「川越市行き」「和光市行き」等々，枚挙にいとまがない。2013年から，東横線は東京メトロ副都心線を介して東武東上線，西武池袋線と直通するようになり，横浜から元町・中華街駅間の横浜高速鉄道を併せ「5社直通」運転となったためだ。東横線を走る車両も多士済々で，鉄道ファンとしては，どの社の車両に乗れるのか，常に少々の楽しみながら列車の到着を待つことができるのである。

直通運転の最大のメリットは，一本で行ける行先の広がりである。特に埼玉県の大宮以北からは新宿・渋谷のみならず東京・新橋・品川に直行できるようになった。神奈川方面からも渋谷・新宿・池袋へ直行するルートが複数あるというのは便利この上ない。観光面でも効果はあり，横浜の中華街やみなとみらいでは，埼玉方面からの観光客が増加しているという。弁護士業務との関係でも，事務所の場所によっては，横浜地裁やさいたま地裁，同川越支部等への出廷が容易になったと感じる会員もいるのではないだろうか。私が横浜で修習していた時代に，和光市まで直通する列車があればどれだけ楽だっただろうか。

男の子を持つ親としても大助かりだ。線路沿いの公園に連れて行けば，飽くことなく多彩なバリエーションの電車を眺めていてくれるからである（ちなみに，私の鉄道好きは祖父・父から受け継いだものなのだが，私の息子も写真のとおり2歳にして鉄道大好きで，鉄道の動画を見せないと寝てくれないし，一番の精神安定剤はプラレールである。鉄道好きというのは遺伝し易い性質なのだろうか）。

息子も車内でウキウキ

なお，直通運転にはデメリットもある。遅延が伝播し易いことがその最たる点であることは間違いない。さらに，昨年まで，東海道線の東京駅利用者はラッシュ時でも並べば座ることができた。丸の内・大手町界隈の通勤客を中心にこれが叶わなくなったことについての恨みの声は結構聞かれる。筆者自身の経験でいえば，上り列車の車内で忘れ物をしたところ，高崎線の北上尾駅で発見され，勤務先から往復2時間弱かけて取りに行く羽目になったこともある。1年前なら，東京駅での清掃作業中に発見してもらえていたのだが…。

読者の皆様も，日々の通勤や用務先に乗る電車であっても「この電車にずっと乗っていたらどこまで行けるのだろう」と車内の路線図に目をやると，ほんの少し世界が広がった気持ちになるかもしれません。

追 悼

故 **及川 健二** 会員（33期）
2015年12月18日逝去・63歳

2002年度　東京弁護士会 副会長
2006年～2009年　日本司法支援センター 東京地方事務所 事務局長
2011年度　関東弁護士会連合会 副理事長

会務に捧げた弁護士人生
～及川健二さんを偲ぶ

会員　藤原　浩（33期）

及川さんは，明治大学出身の33期。明るい性格で，みんなに好かれ，同期会やクラス会ではいつも世話役を務めていた。そんな及川さんが，昨年8月に登別で開催された33期の35周年を欠席した。元教官や多くの同期の仲間から，及川さんはどうしたのかと質問された。私は「及川さんは，少し体調を崩し，夜の会合や旅行などの参加は控えている。弁護士会には顔を出しているので，大丈夫でしょう」と答え，私自身も及川さんが早晩回復されるものと信じて疑わなかった。ところが，年末に至り，及川さんが逝去されたとの訃報に接した。あまりにも突然のことで，「嘘だろう」と叫んでしまった。

及川さんが肺癌という大きな病と闘っていたことは全く知らなかった。弁護士会で会ったときも，及川さんはいつものとおり，明るく振る舞っていたのに‥。

2000年8月，京都で開催された33期の20周年では，私は，及川さん，桒原周成会員と一緒にクラス幹事を務めた。ゴルフ大会では，及川さん，菊地裕太郎会員，吉峯康博会員と猛暑の中で楽しくプレーをした。あの頃はみんな元気で希望に溢れていた。このときにクラスで作成したアンケートが残されている。及川さんは，趣味はゴルフ（趣味というより特技）と答えた上，「手帳を開くと1週間のうち法廷が1件なのに，会務で弁護士会に行くのが5日間というのが度々あり，我ながら愕然とした。皆さん本業を大事にしましょう」と会務に忙殺される弁護士生活を自省的に紹介している。しかし，その後も弁護士会は，及川さんに本業に専念することを許さなかった。

及川さんは，2002年に東弁副会長，2006年6月からの約3年間は，法テラス東京地方事務所で常勤の事務局長となった。スタート当初の法テラスには多くの課題があり，事務局長は大変な激職であった。その後，2009年4月に弁護士会に復帰後も，東弁の懲戒委員会，紛争処理センター運営委員会等で中心的に活躍するとともに，法曹親和会の事務総長として会派活動にも専念された。2011年には関弁連副理事長に就任し，原子力損害賠償紛争解決センター仲介委員も務めた。2012年には法曹大同会の幹事長となり，法曹大同会創設100周年の記念事業という重責を見事に果たされた。その後に体調を崩された後も，及川さんは病気と闘いながら，東弁だけでなく，日弁連のADRセンター，リーガル・アクセス・センターなど多くの会務活動を継続された。及川さんは最後まで「会務に参加するのは弁護士としての公的な義務なのだ」と語り，病を押して委員会に出席したそうである。

及川さんは，法曹界，弁護士会のために十分すぎるほど働いてきた。及川さん，本当にありがとう。ご冥福をお祈りします。

東弁・二弁合同図書館 新着図書案内　2016年2月18日～3月17日・115点

法律学
『《法と文学》の法理論』林田清明／北海道大学出版会

外国法
『中国環境法概説』桑原勇進／信山社出版
『求職者支援と社会保障 イギリスにおける労働権保障の法政策分析』丸谷浩介／法律文化社
『タバコの政治学』Fritschler, A. Lee／勁草書房

憲法
『「表現の自由」入門』Warburton, Nigel／岩波書店
『平山朝治著作集 憲法70年の真実 第6巻』平山朝治／中央経済社

会計法
『指名停止モデルの解説』工事契約制度研究会／新日本法規出版

税法
『国税徴収法基本通達逐条解説 平成28年版』小林徹／大蔵財務協会
『国外親族の扶養控除と企業の対応』三又修／大蔵財務協会
『繰越欠損金と含み損の引継ぎを巡る法人税実務Q&A 2訂版』税理士法人高野総合会計事務所／税務研究会出版局

民法
『不動産調査実務ガイドQ&A 第3版』杉本幸雄／清文社
『コモンズ訴訟と環境保全』中尾英俊／法律文化社
『弁護士が弁護士のために説く債権法改正 改訂版』東京弁護士会法友全期会／第一法規
『ペットの法律相談』堀竜児／青林書院
『婚姻法における意思と事実の交錯』高橋忠次郎／信山社出版
『婚姻成立過程の研究』宮崎幹朗／成文堂
『遺産分割実務マニュアル 第3版』東京弁護士会法友全期会／ぎょうせい
『遺言・信託のすすめ 増補改訂版』久島和夫／大蔵財務協会
『限界マンション』米山秀隆／日本経済新聞出版社
『区分所有法の探究』片桐善衛／成文堂

会社法
『企業不祥事の緊急事態対応「超」実践ハンドブック』エスピーネットワーク／レクシスネクシス・ジャパン
『会社法実務スケジュール 新版』橋本副孝／新日本法規出版
『株主総会想定問答集 平成28年版』豊泉貫太郎／商事法務
『招集通知・議案の記載事例 平成28年版』プロネクサス／商事法務
『開示事例から考える「コーポレートガバナンス・コード」対応』樋口達／商事法務
『コーポレートガバナンス・コードが求める取締役会のあり方』樋口達／商事法務

保険法
『役に立つ損害保険英語例文集』保険毎日新聞社

刑法
『新・犯罪論』荻上チキ／現代人文社

司法制度・司法行政
『弁護士会照会制度 第5版』東京弁護士会／商事法務

訴訟手続法
『法廷通訳人』丁海玉／港の人
『新・実践刑事弁護』東京弁護士会刑事弁護委員会／現代人文社

少年法
『[年表] 子どもの事件1945-2015』山本健治／柘植書房新社

経済産業法
『実務原子力損害賠償』第一東京弁護士会災害対策本部／勁草書房
『証券取引被害判例セレクト 50』全国証券問題研究会／全国証券問題研究会

知的財産法
『やらまいか魂 デジタル時代の著作権20年戦争』三野明洋／文藝春秋企画出版部
『著作権・著作隣接権論文集 第10回』著作権情報センター

農事法
『農林水産予算の概要（未定稿）』大成出版

労働法
『労働法 第11版』菅野和夫／弘文堂
『弁護士・社労士が答える社長のための労働相談』大西隆司／経済産業調査会
『労働法の知識と実務 3』東京弁護士会弁護士研修センター運営委員会／ぎょうせい
『役割等級人事制度のための賃金設計実務講義』西村聡／日本法令
『労働者派遣の実務事典 第2版』小見山敏郎／労務行政

社会福祉法
『高齢者と家族のためのQ&A 法的トラブルから医療・介護支援まで』延命法律事務所／法学書院

医事法
『医療過誤訴訟鑑定書集 第27集』医療事故情報センター／医療事故情報センター
『医療事故調運用ガイドライン』日本医療法人協会／へるす出版
『医と法の邂逅 第2集』いほうの会／尚学社
『医療事件の実務（DVD）その2 訴訟編』東京法律相談運営連絡協議会

衛生・環境法
『支援のかたち 復興のかたち 宮崎県口蹄疫被害復興ボランティア支援団体連絡協議会5年間の活動の記録』宮崎県口蹄疫被害復興ボランティア支援団体連絡協議会／宮崎県口蹄疫被害復興ボランティア支援団体連絡協議会
『たばこ訴訟の法社会学』棚瀬孝雄／世界思想社
『たばこ産業を裁く』禁煙ジャーナル編集部／実践社
『たばこ規制戦略ガイド』アメリカがん協会／日本対がん協会
『住まいの化学物質』室内環境学会／東京電機大学出版局

社会保険法
『年金相談員のための被用者年金一元化と共済年金の知識』長沼明／日本法令

国際法
『貿易売買契約とリスク対応実務』大貫雅晴／同文舘出版
『国際商事仲裁判断の承認及び執行に関する序説的研究』楊暉／クロスカルチャー出版事業部

医学書
『神経内科クリニカルスタンダード』望月秀樹／文光堂
『死亡直前と看取りのエビデンス』森田達也／医学書院
『脳神経外科診療プラクティス 6』三國信啓／文光堂
『眼感染症診療マニュアル』薄井紀夫／医学書院
『緑内障治療のアップデート』杉山和久／医学書院
『検査と診療』一瀬白帝／金芳堂
『制吐薬適正使用ガイドライン 第2版』日本癌治療学会／金原出版
『白血病／骨髄異形成症候群』直江知樹／医薬ジャーナル社
『膵がん 改訂3版』船越顕博／医薬ジャーナル社
『胃がん 改訂版』笹子三津留／医薬ジャーナル社
『手・手関節の骨折・外傷の手術』岩崎倫政／メジカルビュー社
『股関節周囲の骨折・外傷の手術』中村茂／メジカルビュー社
『婦人科腫瘍』青笹克之／中山書店
『人工心肺』四津良平／南江堂
『肝硬変診療ガイドライン 改訂第2版 2015』日本消化器病学会／南江堂
『胃食道逆流症（GERD）診療ガイドライン 改訂第2版』日本消化器病学会／南江堂
『臨床・病理食道癌取扱い規約 第11版』日本食道学会／金原出版

『整形外科・病理悪性骨腫瘍取扱い規約 第4版』日本整形外科学会／金原出版
『甲状腺癌取扱い規約 第7版』日本甲状腺外科学会／金原出版
『スポーツ外傷・障害ハンドブック』Bahr, Roald／医学書院
『EBウイルス 改訂第3版』柳井秀雄／診断と治療社
『徹底攻略！病理解剖カラー図解』清水道生／金芳堂
『骨・軟部腫瘍 改訂第2版』大塚隆信／診断と治療社
『血液内科クリニカルスタンダード 第3版』東原正明／文光堂
『よくある副作用症例に学ぶ降圧薬の使い方 改訂4版』後藤敏和／金芳堂
『血液疾患診療ハンドブック 改訂3版』吉田弥太郎／医薬ジャーナル社
『ICUブック 第4版』Marino, Paul L.／メディカル・サイエンス・インターナショナル
『大動脈弁形成術のすべて』國原孝／文光堂
『整形外科手術進入路マニュアル 原著第2版』Dubrana, Frédéric／医歯薬出版
『血液疾患診断・治療指針』金倉譲／中山書店
『外傷外科手術パーフェクト』葛西猛／診断と治療社
『臨床てんかん学』兼本浩祐／医学書院
『門脈圧亢進症診療マニュアル』日本門脈圧亢進症学会／南江堂
『不妊治療・体外受精のすすめ 改訂2版』成田収／南山堂
『複合性局所疼痛症候群（CRPS）をもっと知ろう』堀内行雄／全日本病院出版会
『頻用薬の落とし穴』宮地良樹／文光堂
『人工股関節全置換術 改訂2版』菅野伸彦／金芳堂
『神経症の臨床病理』熊倉伸宏／新興医学出版社
『自律神経機能検査 第5版』日本自律神経学会／文光堂
『緩和医療の今』細川豊史／真興交易株式会社医書出版部
『医療・介護スタッフのための高齢者の転倒・骨折予防』萩野浩／医薬ジャーナル社
『救急救命士標準テキスト 改訂第9版 上巻』救急救命士標準テキスト編集委員会／へるす出版
『救急救命士標準テキスト 改訂第9版 下巻』救急救命士標準テキスト編集委員会／へるす出版
『感染症』嘉糠洋陸／羊土社
『患者さんと家族のための放射線治療Q&A 2015年版』日本放射線腫瘍学会／金原出版
『未破裂脳動脈瘤Japan standard』井川房夫／中外医学社
『呼吸器疾患診断Clinical Pearls』宮城征四郎／南江堂
『ビジュアル麻酔の手引』Atchabahian, Arthur／メディカル・サイエンス・インターナショナル
『研修医のための見える・わかる外科手術』畑啓昭／羊土社
『悪性リンパ腫治療マニュアル 改訂第4版』飛内賢正／南江堂
『医療安全』石井トク／医歯薬出版
『救急画像診断のすべて』金原出版
『有害事象をいかに防止するか？』金原出版
『先天異常症候群』東京医学社
『ギラン・バレー症候群のすべて』医学書院
『高次脳機能障害の診断とリハビリテーション』医学書院
『現代精神医学事典 縮刷版』加藤敏／弘文堂

判例評釈集

『私法判例リマークス 2016 上』椿寿夫／日本評論社

図書館学

『全国図書館大会東京大会記録 図書館は地域の広場生きる力 平成27年度（第101回）』第101回全国図書館大会組織委員会
『IFLA公共図書館サービスガイドライン 第2版』日本図書館協会

死刑執行に抗議する会長声明

本日，大阪拘置所及び福岡拘置所において各１名ずつ，２名の死刑が執行された。岩城光英法務大臣が就任してから，昨年12月18日に続き２度目の死刑執行であり，第２次安倍内閣が成立後（2012年12月26日），９回目，合わせて16人の死刑執行である。

大阪拘置所において死刑が執行された者は，５人女性連続殺人事件と呼ばれる事件で死刑が確定した75歳の男性で病気をかかえており，福岡拘置所において死刑が執行された者は，看護師連続保険金殺人事件と呼ばれる事件で死刑が確定した女性でクリスチャンに改宗した者であり，いずれの事件も今，死刑の執行を決断する必要のない者である。

死刑は，人間の尊い生命を奪う不可逆的な刑罰であり，誤判の場合には取り返しのつかない刑罰であるという問題点を内包している。

死刑の廃止は国際的な趨勢であり，140か国以上の国が既に死刑を廃止又は停止している。死刑を存置している国は58か国あるものの，2014年に実際に死刑を執行した国はさらに少なく，日本を含め22か国であった。また，いわゆる先進国グループであるOECD（経済協力開発機構）加盟国（34か国）の中で死刑制度を存置している国は，日本・韓国・米国の３か国のみであるが，韓国は17年以上にわたって死刑の執行を停止している。また，米国においてもすでに19州は死刑を廃止しており，さらに，一昨年，昨年とワシントン州，ペンシルベニア州の各知事が死刑執行の停止を表明し，昨年の12月17日のジャパンタイムズの記事によれば，米国全体での死刑の執行数は，1999年のピーク執行数98人と比べて，2015年は28人にまで減少していると報道されている。もはや，この死刑存置の３か国においても死刑を国家として統一して執行しているのは日本のみである。

さらに，記憶に新しいところでは，2014年３月，静岡地方裁判所は袴田巖氏の第二次再審請求事件について，再審を開始し，死刑及び拘置の執行を停止する決定をした。現在，東京高等裁判所において即時抗告審が行われているが，もし死刑が執行されていたならば，まさに取り返しのつかない事態となっていた。これらは，刑事裁判における冤罪の危険性と死刑の執行による取り返しのつかない重大な人権侵害の危険性を如実に示すものであり，一方で，死刑存置論も根強く存在するものの，多面的な観点から徐々に死刑廃止に向けて国民の理解も進みつつある。

こうした状況を受け，国際人権（自由権）規約委員会は，2014年，日本政府に対し，死刑の廃止について十分に考慮すること等を勧告している。

さらに，日本では殺人事件，強盗殺人事件等重大事件が年1000件程度と顕著に減少しており，先進国の中でも最も安全な国の一つと評価されている。

この度の死刑執行が，世界及び日本の情勢を踏まえ，かつ国民の死刑廃止に対する理解の進行を熟考の上なされたものであったのか，あらためて問われなければならない。

当会は，今回の死刑執行に対し強く抗議し，あわせて法務大臣に対し，死刑制度の廃止についての国民的議論の開始と死刑執行の停止に向けて誠実な対応をするよう，重ねて求めるものである。

2016年３月25日
東京弁護士会会長　伊藤 茂昭

高校生の政治活動の自由を保障するため，文部科学省の10月29日付け通知とその運用についてのQ&Aの撤回を求める会長声明

1　文部科学省は，2015年10月29日，18歳以上の学生について政治的活動を限定的に認める「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について（通知）」（以下「新通知」という）を，各都道府県教育委員会及び各都道府県知事等宛に発出した。この通知は，同省の1969年10月31日文部省初等中等教育局長通知（以下「旧通知」という）「高等学校における政治的教養と政治的活動について」において高校生の政治的活動の全面的な禁止を通知していたところ，今般の公職選挙法改正により18歳以上の国民に選挙権が付与されたことに伴い，旧通知を廃止して新たに発出されたものである。

さらに，文部科学省は，新通知の運用につき，2016年１月29日，都道府県教育委員会の学生指導担当者らを対象にした会議において「『高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について』Q&A」と題する書面を配布し，その書面で「放課後，休日等に学校の構外で行われる政治的活動等について，届出制とすることはできますか」との問いに対し，「個人的な政治的信条の是非を問うようなものにならないなど，必要的かつ合理的な範囲内での制約であれば許される」とする見解を示した。

このような文部科学省の見解を受けて，報道によれば愛媛県では県教育委員会の例示に従い全県立高校が学外での政治活動の届出を義務付ける校則を新年度（本年４月）から運用することになったとのことであり，このような動きが今後全国に波及していくことが懸念される。

2　憲法21条１項は，国民に表現の自由としての政治活動の自由を保障しており，この自由は民主主義社会の基礎であり不可欠の権利である。よって，民主主義社会においては，政治活動の自由を公権力が規制することは原則として許されない。この政治活動の自由は，本来は選挙権の有無に左右されるものではなく，主権者である国民全体に認められるべきものであり，高校生であっても自らの思想信条に基づいて政治活動を行う自由は，原則として認められるべきものである。従って，旧通知が高校生全般について政治活動を一律に禁止していたこと自体，高校生の政治活動の自由を侵害するものとして憲法違反であると言わざるを得ない。

今回の新通知は，公職選挙法の改正により18歳以上の者に選挙権が付与されることから，高校生であっても18歳以上の者については政治活動を限定的に認めたものであるが，同じ高校生でありながら18歳以上か未満かで政治活動の自由を規制する合理性は認められない。18歳以上に選挙権を認めるということは，それまでの過程で政治的判断ができるだけの精神的成長をしたことを認めるということであり，18歳未満であっても，18歳からの選挙権行使に備え自らの思想信条を確立す

るための政治活動の自由は原則として認められるべきである。従って，新通知は不徹底であり，18歳以上に限定することなく，高校生全般について政治活動の自由を認めるべきである。

3　また，政治活動の自由を認めるとしながら，学生に対し学校外での政治活動の学校への届出を義務付けるというのは，学生に対し，事実上，政治に関する関心の有無や政治的志向を明らかにするよう強いることであり，そのような強制により学生に対し精神的苦痛を与えることにもなる。

学生からすれば，届出によって政治信条が担任教師等と対立するおそれや，その情報が記録されて内申書等に記載されるおそれを感じて届出を躊躇せざるを得ず，これは政治活動等への参加を萎縮させるものであり，届出制自体が，新通知の否定する「学生の政治的信条の是非を問うもの」になるものである。従って，届出制を強制することは，学生の表現・政治活動の自由（憲法21条）のみならず思想・良心の自由（憲法19条）をも侵害するものと言わざるを得ない。

よって，18歳以上か否かを問わず，高校生の学校外での政治活動の学校への届出義務は認められるべきではなく，これを是認した文部科学省のQ&Aは誤りである。公立学校において校則によってそのような届出制を定めることは，行政による憲法違反の人権侵害行為として，許されない。

4　次に，文部科学省は，投票日と学校行事日が重なった場合には学校行事への出席を強制可能としているが，選挙権行使（投票）をどの時点で行うかは主権者である国民各自の自己決定権が優先されるべきであり，棄権か期日前投票を強制することになる投票日の学校行事への出席強制は，認められるべきではない。投票行為への安易な制約が認められないことについては「在外邦人選挙権事件」に関する最高裁大法廷2005年9月14日判決も判示するところである。また，文部科学省は，学校内での政治活動の一律禁止を可能とする見解も述べているが，学校内における政治活動については，施設管理や教育上の配慮から合理的な範囲での制約はあり得るとしても，これを一律に禁止するというのは合理性も必要性もない。

なお，私立高校における学生の政治活動の制限は，直接的には行政権による規制・侵害の問題ではないが，学生の政治活動の自由や思想・良心の自由及び選挙権は，いずれも極めて重要な権利であって，たとえその学校が独自に掲げる建学の精神に基づく校風や教育目的があったとしても，学生のそれらの権利に不合理な制約を課すことは，憲法的価値を踏みにじるものとして公序良俗違反となり得る。また，学生の思想信条や所属政党を調査することはプライバシー侵害となるおそれがある。特に，選挙権を有する18歳以上の学生に対する制約を正当化できるのは，私立高校においても極めて例外的な場合に限られることに留意すべきである。

5　よって，当会は，まず，文部科学省に対し以下の点を求める。

①　2015年10月29日の新通知を改め，18歳以上か否かにかかわらず高校生の政治活動の自由を原則として認める旨の通知をあらためて全国の教育委員会及び学校等に出すこと。

②　前記「Q＆A」を直ちに撤回すること。

また，当会は，全国の教育委員会及び公立高校に対して以下の点を求める。

①「学生に対し学校外における政治活動の届出の義務付け」や「投票日と重なる日の学校行事への参加の強制」をしないこと。

②　学校内における政治活動を一律禁止するような規則や校則を制定しないこと

さらに当会は，全国の私立高校に対して以下の点を求める。

①　学生の表現・政治活動の自由や思想・良心の自由及び選挙権の行使について，十分に配慮すること。

2016年3月28日
東京弁護士会会長　伊藤 茂昭

安全保障関連法施行に抗議する会長声明

安倍内閣の下で政府提出法案として昨年9月19日に自民党・公明党の連立与党などの多数によって成立した安全保障関連法が，本日，ついに施行された。

この法案が，解釈論として憲法9条に反していることについては，ほとんどの憲法学者が認めるところであり，なおかつ40年以上にわたって維持されてきた歴代内閣の見解にも反するものであることは，繰り返すまでもなく明らかな事実である。

まず，憲法に違反する法律を成立させることは，改正手続きを経ないで行われた点において，端的に改正手続規定である96条に違反するものであるが，さらに，それが明らかに違憲の法案であることをほとんどの憲法学者が明言する中で実行された点において，国家機関自らが憲法を順守しないことを宣言したに等しく，憲法の根本原理である立憲主義に反する行為である。

そして，このような重大な問題であるにも関わらず，直近の衆議院選挙においては，集団的自衛権を含む法案の提出を明示しないまま多数の議席を得ており，しかもその後の法案の説明において，成り立たない例を持ち出して情緒に訴えたり，砂川判決を意図的に曲解して利用するなどの不適切な手法を用いている。さらに，採決前の世論調査では，集団的自衛権に6割の国民が反対し，少なくとも昨年の国会での法案成立に8割の国民が反対していたにも関わらず十分な審議も経ないまま強行したものである。これらの点において，一連の手続は，国民主権原理にも反しているといわざるを得ない。

安全保障関連法は，武器輸出三原則を放棄する閣議決定，特定秘密保護法の強行採決などの一連の決定や法制度とともに機能するものであり，明らかに紛争や武力行使に接近する危険性があるにも関わらず，国民に対する情報の開示をまぬかれたまま秘密裏に法が執行されかねないため，国民が知らないうちに憲法の徹底した恒久平和主義がなし崩し的に無力化される恐れがある。

したがって，かかる違憲の法律の施行を一旦控えて，再び憲法の平和主義に則る法制度に改めることこそが立憲主義国家のあるべき姿であるはずである。

我々は，これまで幾度となく憲法9条に違反する閣議決定や，安全保障関連法案の提出，強行採決等に反対する会長声明を発し，決議を行ってきたが，ここに改めてこの法制度の明らかな違憲性，立憲主義違反を確認し，施行に対して厳重に抗議し，さらに具体的な政策の立案，実行がなされることのないよう強く求めるものである。

2016年3月29日
東京弁護士会会長　伊藤 茂昭